

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和2年12月15日(火) 午後 零時58分～午後 1時34分 午後 1時38分～午後 2時 9分 午後 2時14分～午後 2時59分 午後 3時 5分～午後 3時30分 午後 3時35分～午後 4時 3分 午後 4時 6分～午後 4時30分 午後 4時35分～午後 4時59分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○矢澤 英雄 阿比留義顯 小川百合子 坂巻 重男 鈴木 清丞 武藤美津江 村越 誠 山下 洋輔
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	保健福祉部長(高橋裕之) 保健福祉部理事(市原広巳) 保健福祉部次長兼障害福祉課長(小川正洋) 福祉政策課長(橋本圭司) 高齢者支援課長(宮本さなえ) 医療公社管理課長(小倉孝之) 保健所長(山崎彰美) 保健所次長兼総務企画課長(沖本由季) 保健予防課専門監(野口綾子) こども部長(高木絹代) こども部次長兼保育整備課長(鈴木 実) こども福祉課長(込山浩良) 学童保育課長(直江将志) 保育運営課長(依田森一) 教育長(河嶌 貞) 生涯学習部長(宮島浩二) 学校教育部長(増子健司) 学校教育部理事(後藤義明) 学校教育課長(松澤 元) 教職員課長(杉浦 毅) 学校施設課長(浅野 晃) 学校保健課長(中村泰幸) 指導課長(逆井俊彦) 指導課統括リーダー(大内俊郎) 契約課長(新井賢蔵)  その他関係職員

午後 零時 58 分開会

○委員長 それでは、ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付しました審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願い申し上げます。執行部は答弁に当たり、挙手するとともに委員長と発言し、委員長より発言の許可を得た後、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意をお願いします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意をお願いします。その他電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところがございます。全国的に、また本市においても感染が深刻化しており、この委員会において感染が拡大するようなことが決してないよう、質疑、答弁につきましても、できるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ換気を行いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

すみません。今回は傍聴の方がおられますので、原則傍聴公開となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず議案第1区分、議案第22号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第31号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第22号の衛生資材の確保9,993万6,000円ですが、どのように活用するのか、お示しいただきたいと思います。

○次長兼保育整備課長 今回補正に上げさせていただきました衛生資材の確保につきましては、9月議会で同様の補助金を議決いただきましたけども、9月議会に当たっては施設に対する補助金だったものが、今回のこの補正をお願いしているものにつきましては、各施設で行っている延長保育事業でありますとか、一時預かり事業、そういった事業に対して補助金を交付するというものになっております。中身につきましては、資料に記載のとおり、マスクやそういった衛生資材の購入でありますとか、あと消毒などで時間外手当が発生している、あるいは臨時職員さんを雇う、そういった賃金などにも今回の補助金を充当できるということになっております。以上です。

○武藤 期間は、いつからいつまでですか。

○次長兼保育整備課長 今回の補助金につきまして、対象期間は4月1日から来年度の年度いっぱいということになります。以上です。

○武藤 遡って、今年の4月1日まで遡って、その間に行った事業についても補助されるということですか。

○次長兼保育整備課長 委員さんおっしゃるとおり、対象期間は遡って4月1日からということになります。以上です。

○武藤 一旦その事業にかかった、対象のマスクですとか手袋、消毒液などを購入したという場合、またこれから消毒をするために臨時職員の方を雇ったりする場合には、一旦事業所で払って、支払いをして、その領収証を基に後から償還払いという形になりますか。

○次長兼保育整備課長 今回の補助金につきましては、償還払いということになりますので、概算ではなく、取りあえず事業者のほうで御負担いただいて、それを確定した上で市のほうが補助金を交付する流れになります。以上です。

○武藤 そうしますと、事業者の負担というか、払えなくて、ちょっとそれが利用できないというような、お金がないとか、そういうようなことは心配あるかと思うんですけど、どうですか。

○次長兼保育整備課長 そういった御心配、御懸念もあろうかと思っておりますけども、今回の件につきましては償還払いということで対応させていただきたいと、これにつきましては事業者の声も聞きながら、そこら辺は交付決定であるとか、そういったところ、早められるところを早めていきたいというふうに思っております。以上です。

○武藤 一応今回の助成で、年度内のコロナ対策の費用というのは十分賄えるのでしょうか。

○次長兼保育整備課長 今回の事業が県の、事業主体が県になりますけども、今回この県の事業主体で定めている要綱の限度いっぱいを補助金のほう請求させていただいておりますので、こちらで対応できるというふうに思っております。以上です。

○山下 よろしくお願ひします。まず、第6号……

○委員長 22号と31号です。

○山下 すみません、間違えました。（「補正予算」と呼ぶ者あり）失礼しました、補正予算。

○委員長 大丈夫ですか。

○山下 1点、1点お願いします。補正予算について、医療の器材のことについてなんですけども、市立柏病院のその対策というんでしょうか、医療の部分と発熱外来の部分についてどのようにお考えでしょうか。もう一度言い直します。（私語る者あり）失礼しました。会派からも意見が出ていまして、普通の外来の方と新型コロナの疑いのある方とのこの区分について、何か対策は施されるのでしょうか。

○医療公社管理課長 発熱している患者とそうでない方の診察につきましては、市立柏病院におきましては、玄関、風除室で体温を測っておりまして、熱のある患者は、外来棟に隣接するところでプレハブとテントを設置しておりまして、そちらで発熱外来を実施しております。そちらで患者さんを分けて診察することにより、感染を防ぐ対策、取組をしております。以上です。

○山下 その対策について、さらなる厳重な対策を求めますが、いかがでしょうか。

○医療公社管理課長 御指摘のとおり、現在の簡易のプレハブとテントですと少し脆弱なところ、夏は暑く冬は寒いというところもあります。それですので、現在2階建てのプレハブの設置の準備を進めているところです。この年末から年始にかけてまして設置をしまして、1月の中旬ぐらいには供用を開始して、さらなる感染対策を実施する予定です。以上です。

○山下 以上です。

○鈴木 議案第22号、一般会計補正予算の（2）、歳出のアの新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、（イ）に関して質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症医療公費負担についてですが、1億3,831万円に関してです。特にその中でPCR等検査1億1,500万円を計上しようとしておりますが、その内訳をお示してください。

○保健予防課専門監 こちらは、PCR検査の費用ということで、この時点でなかなか件数の読みができなかったのが、8月の実績を基に出させていただいております。約2万6,000件程度実施ということで見ております。内訳、ごめんなさい。

○鈴木 2万6,000件とおっしゃっているのは、この3月までのPCR検査の件数を2万6,000件と予想しているということでしょうか。

○保健予防課専門監 月大体5,200件程度を考えておりまして、5,200件のあと5か月分ということで考えて2万6,000件と出しております。

○鈴木 この月5,200件とおっしゃっているのは、行政検査の件数でしょうか。

○保健予防課専門監 こちらのほうは、行政検査の金額となっております。以上です。

○鈴木 行政検査ということは、発熱外来で来た方並びに感染した後の濃厚接触者だと判定した人のPCR検査、ここまででしょうか。

○保健予防課専門監 それ以外にも、通常受診をされまして、お医者様のほうで新

型コロナを疑うという方は、保険診療で検査を受けていただくことができますので、そちらの分も見込んでおります。以上です。

○鈴木 ちょっと話がずれますが、ここでPCR検査及び抗原定量検査の行政検査料の一部負担と書いてありますが、この一部負担というのはどういう意味でしょうか。

○保健予防課専門監 こちらの行政検査に関しましては保険診療になりますので、御本人様の負担が3割、2割、1割と保険によって違いますけれども、その部分を公費負担するという意味です。以上です。

○鈴木 では、本人負担分の負担分を一部負担ということで計上しているということでしょうか。

○保健予防課専門監 そのとおりです。

○鈴木 濃厚接触者のそばにいた人は、PCR検査の必要性はありますか。

○保健予防課専門監 濃厚接触者の方の接触者ということになりますと、今の段階で検査が必要という決まりはございませんが、そのときの状況等によって判断させていただきます。以上です。

○鈴木 実はこの議会におきましても濃厚接触者が出て、その濃厚接触者の議員の方の同じ会派の方は、行動といいますか、議会活動を自粛されたんですね。それで、なおかつPCR検査をやるというふうには、自費でやられるというふうな話をされたんですが、周りの人から見ても、それから御本人たちも大変心配であり、PCR検査をやるという話は、私は大賛成をしたんですが、そういったときにも行政検査というか、市からの負担はなく本人負担にならざるを得ないのでしょうか。

○保健予防課専門監 今現在ですと、濃厚接触者の方は行政検査としてさせていただいております。濃厚接触者の方の接触者という方に関しては、症状もないということであれば自費での診療をお勧めしております。以上です。

○鈴木 ということは、市民の方、例えば市の職員でも同じような状況はあると思うんですね。そのときにも大丈夫だから受けなくていいよというふうな対応をするのか、あるいは心配だから受けたほうがいいよという対応するのか、その辺はどう判断したらいいのでしょうか。

○保健予防課専門監 一律に決めているわけではなく、その感染者の方の状況ですとか、あるいはその職種等によつての影響力ですとか、そういったことも加味して判断をさせていただいております。以上です。

○委員長 鈴木委員に申し上げます。質疑は議題外にわたらぬよう、お願い申し上げます。

○鈴木 いや、議題の内容だと思っております。PCR検査をどこまで実施するか、その予算がここにどこまで含まれているのか、この予算で足りるのかというところを大変心配しております。ですから、質疑の内容に含まれていると、私は感じております。

○委員長 じゃ、簡明に、質疑は簡明にお願いいたします。

○鈴木 はい。簡明にという話をしますと、PCR検査をどこまでやるかというところが、今の議会、柏市にとって大変重要な問題であると思っております。例えば今、議会の話をしましたが、これ小学校だったらどうなるか。小学校で例えばお父さんが感染したと。その息子さんは、例えば濃厚接触者であるという判断をされたら。そのお子さんは、その前日に小学校に通っていたと。そのクラスの子供たちはどうなるのか。PCR検査をやるのか、やらないのか。あるいは保護者も心配になると思うんですよ。誰々ちゃんと昨日一緒に学校行ったよね。だから、あなたは学校行かなくていいんだとか、PCR検査をやりに行こうだとか、その費用はどうしたらいいのかとか、大変不安になると思うんですよ。そういうことを本当に教育委員会のほうは考えられているのかどうか、お伺いしたいんですが、どこまでPCR検査をやるか、それを決めておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校保健課長 今保健所のほうからも御答弁がありましたけれども、保健所で考えていますその濃厚接触者というものを、一緒に学校の範囲でありますとか学校活動を見ていただいて、その中で考え、対応しております。以上です。

○鈴木 今お子さんが濃厚接触者であるといった場合には、濃厚接触者の接触者は濃厚接触者になり得ないという回答を保健所のほうからは、保健所長でしたっけ、保健所かな、からされたと思うんですよ。ということは、そのお子さんが濃厚接触者だったら、学校は濃厚接触者の子供はいないという判定をせざるを得ないと思うんですね。それで本当にいいんでしょうか。ここにしっかりまとめられた、学校における新型コロナウイルス感染症マニュアルというのができていまして、これ見させていただいて大変できているというふうに思いました。けれども、今言った観点が入っていないんですよ。白井市の教育委員会では、どういう状態になったらどこまで、クラス単位でPCR検査やるだとかいうのを決めているんですね。そういうのを今決まっているんでしょうか。例えば濃厚接触者であった場合には、クラスの生徒はPCR検査はやらないということでしょうか。

○学校保健課長 繰り返しになりますが、濃厚接触者に対してはPCR検査のほうやっております。以上です。

○鈴木 そうですね。その接触者のクラスの仲間はやらないんですよ。

○学校保健課長 濃厚接触者の接触者になりますと、現時点では検査のほうはしておりません。

○鈴木 そうですよ。でも、クラスの子供たちはとっても心配じゃないですか。

○委員長 それは質問でしょうか。

○鈴木 ちょっとまだ途中なんです。ごめんなさいね。議会においてはある党の方、会派の方々は、心配になったから自費で検査をやる決定をしたんですよ。それは自費でやらざるを得なかったわけです。子供たちはどうするんですか。子供たちも保護者の自己負担で受けてください、そういう判断をするのかどうかなんです。ここは、教育委員会はもうそこをしっかりと決めて、多めにPCR検査をやる。そういう予算をここの予算の中で取ってほしいんですよ。濃厚接触者しかやらないとかい

う決定ではなく、それを望みます。いかがでしょうか。

○**学校保健課長** そのPCR検査につきましては、学校単独ではなくて、結局子供たち、未就学も含めて市民も同じになりますので、その辺は市全体としての考え方に沿って対応していきたいと考えております。以上です。

○**鈴木** 市全体としての考え方は必要だと思います。これどなたが考える話でしょうか。

○**委員長** 質問ですか。

○**鈴木** はい。どなたが考える課題なんだろうかと執行部に聞いております。どなたか分かんないんで。

○**委員長** お答えできますでしょうか、執行部。

○**鈴木** コロナ対策、感染症対策本部、対策本部ってありますよね。誰もいないのであれば、そこの本部長がそういうところをしっかりと決めて、全庁的に学校だったらこうだ、保育園だったらこうだ、市の職員だったらこうだというのをしっかりと検討して、その予算を確保するように対策本部で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**保健所長** 対策本部は本部長が市長でございますけども、市長ではございませんけれども、私なりの考えを言いますと、どの方であれ感染症対策としては濃厚接触者をきちっと検査するというのが一番重要でございます。その次の接触者の検査まで広げていくというのは、これはまだ次の、重要度としては非常に下がるというふうに考えておりますので、まずは濃厚接触者の検査を行うというのが、しかるべき対応だというふうに考えております。これは、議員であれ、小学生であれ、乳幼児であれ、どの市民についても同じというふうに、要するに感染のリスクというのは、かかる、かからないは、市の職員であれ、小学生であれ、議員であれ、ほかの市民であれ全く同じでございますので、どこだけの人たちだけはやると、どこだけの人たちはやらないという判断はなかなか難しいというふうに考えております。

○**委員長** 鈴木委員、再度申し上げますが、議案に沿った質疑とし、一般質問にならないよう御協力をお願いいたします。

○**鈴木** 濃厚接触者以外の、濃厚接触者の接触者も希望があれば柏市の負担でPCR検査をやるように、この予算の拡充をお願いしたいと思っております。市は、安心と安全、市民の安心と安全を守るんですよ。大丈夫だからではなくて、心配な人がいるんですよ、同じクラスで濃厚接触者が出たら。議会も同じように、ある会派の人たちは、全員、だから心配だからやったんですよ。必要ない、必要あるじゃなくて、安心のためにやっているんです。安心をどこまで担保するかをぜひ予算の中で考えて、1億5,000万ではなく、もっと増額するような形を検討をお願いしたいと思っております。以上で、アの(イ)は終わります。

次行きます。括弧、支出の(エ)に行きます。小中学校の学習環境の整備、指導課について3億617万円の予算に対してです。小学校の通信環境の整備を強化すると

ありますが、9月議会で合計7億7,600万円の通信環境の整備をされていると思いますが、この予算はどういった内容になりますでしょうか。

○指導課統括リーダー この予算につきましては2つございまして、1つがネットワークの設定をし直さなければいけないという予算が約8,000万ほどございます。この内容につきましては、既に学校に配置されております教員のPC、それからプロジェクター、それから電子情報ボード、こういったものがございます。こういったもののネットワークが変わることによって、設定の変更が必要になってまいります。

もう一つは、今回ネットワークの再整備を行いませんと3万2,000台が有効に使えなくなります。こういった再構築に際しまして、全体のこのネットワークの構築に関する総合的な計画を示していただきながら、機器の統一等図りながら、よりよい環境をつくっていく整備のものでございます。以上です。

○鈴木 3億円の予算の説明には大変分かりにくい答弁だったと思いますが、今までの9月の契約でされた7億円は、学校内のいわゆるローカルネットワーク、LANの整備のお金が7億円ですよね。今回の3億円は、その校内からインターネットにつなぐための、いわゆる家庭で言えば光回線の部分と光回線をつなぐ、学校と光回線をつなぐ最終的な機器の購入ではないかと思いますが、その内訳を御説明ください。

○指導課統括リーダー こちらにつきましては、機器の変更、それから全体の調整等が必要になってまいりますので、これに必要な経費ということでございます。

○鈴木 先ほどネットワーク関連の機器の変更が8,000万円、これはどっちかという作業費ですよね。機器の購入費はお幾らでしょうか、お示してください。

○指導課統括リーダー 少々お待ちください。

○委員長 時間かかりますか。

○指導課統括リーダー 申し訳ございません。後ほど答えさせていただきます。

○委員長 それでは、ちょっと別な質問にお願いいたします。

○鈴木 では、ついでにそのもう一個追加で、回線契約をするようになると思いますので、その回線契約料も別建てで計算をお願いいたします。

ちょっと課題を変えます。国施策と記載がありますが、財源の記載がありませんが、これは柏市の負担になりますでしょうか。同じ担当かな。

○委員長 同じ担当。

○指導課統括リーダー 申し訳ございません。

○鈴木 じゃ、ごめん。

○指導課統括リーダー 今の関連のところでございますか。

○鈴木 じゃ、ちょっと別の部分に行きます、では。

では、じゃ変えまして後にしまして、(4)、債務負担行為の追加のところに移ります。債務負担行為の追加の中で、一番下のタブレット端末運用ヘルプデスク委託というのがありますが、1億7,150万円、これの事業内容の御説明をお願いいたします。一緒これも。



○指導課統括リーダー はい。こちらにつきましては、今回導入いたしますG I G A用の端末3万2,000台に対します操作方法、それからトラブル、故障、損失の際に今回加入しております物損保証の適否等の判断をするため設置いたしますヘルプデスクでございます。以上です。

○鈴木 1億7,000万で、これ5年間でしたでしょうかね。

○指導課統括リーダー 5年間でございます。

○鈴木 1億7,000万を5で割ると3,000万強ですか。このヘルプデスクというのは、各学校に1名ずつ配置されるのでしょうか。

○指導課統括リーダー このヘルプデスクは、各学校に配置するものではございません。回線による対応を主にしてまいります。以上です。

○鈴木 何人配置されるのでしょうか。

○指導課統括リーダー 現在詳細につきましては詰めているところでございますが、回線を10回線程度用意をしていく予定でございます。

○鈴木 人は何名置く予定なんでしょうか。

○指導課統括リーダー 現在このヘルプデスク直接に対応する者につきましては、2名程度を想定しているところでございます。

○鈴木 タブレットに関しては、予備機というのは一切設けていないというふうに聞いておりますが、例えば壊れたときの修理までの期間、あるいは生徒が転入してきた場合の対応、サポート、生徒たちへの説明するときの先生側の機器が同じものでないと混乱するのではないかと思います。その辺の予備機の計上はこちらに入っていますでしょうか。

○指導課統括リーダー 今回のG I G A端末につきましては、予備機は設けてございません。ただ、予備機としては、現在学校に既に配置している機器をリニューアルをいたしまして予備機に充てていくということを想定しております。以上です。

○鈴木 転入してくる生徒もいると思うんですね。今あるパソコンをリニューアルしてといっても、それはウィンドウズP Cであって、今回導入するのは1年生、2年生はアイパッド、3年生以上はクロームブック、全然操作が違いますよね。これがそのウィンドウズP Cの予備機で本当に対応できるのでしょうか。

○指導課統括リーダー こちらにつきましては、まず先ほどG I G Aの端末購入に基づく予備機はないということでございますが、基準日の関係から若干の予備がございます。まず、一時的にはこの予備になっている機械を充てていく。それでも間に合わない場合につきましては、補修の間この予備機を充てていくということで考えているところでございます。操作方法については、丁寧に指導して支障のないようにしていく予定でございます。以上です。

○鈴木 1年生、2年生はアイパッドでやりますね。じゃ、その1、2年生のも柏市全小学校42校ですか、その1、2年生のうち予備機が何台あるのでしょうか、アイパッドの。

○指導課統括リーダー 今回導入する、世代が違うものを含めると1,000台余ぐら

いがございます。以上です。

○鈴木 アイパッドはそんなあるんですか。

○指導課統括リーダー 現在GIGAスクールに先立ちまして各学校にそれぞれ配備をしておりますので、アイパッドにつきましてはその程度でございます。以上です。

○鈴木 それなら安心できました。グーグルクロームはどうですか。

○指導課統括リーダー クロームにつきましては、委員御指摘のとおり、ウィンドウズのものクロームにつないで使っていくということになります。以上です。

○鈴木 ぜひ予備機を、ここの予算かどうか分かりませんが、GIGAスクール構想の中でこうした予算を取って、どっかで準備しておかないと大混乱が起きるのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あと、モバイルルーター、児童生徒が自宅で使用する場合のモバイルルーターを購入されていると思いますが、それが不足するのかどうか、今後購入するのはどこの予算で考えているのか、お示してください。

○指導課統括リーダー 今回の補正ではございませんで、9月で既に補正の御審議をいただいて現在調達をしているところでございます。現在のところ逐次学校にお配りをして、今のところ過不足がないということで考えているところでございます。

○鈴木 ありがとうございます。先ほどのエのところ以外は、第1区分は終わります。

○委員長 ここで、換気のため暫時休憩をいたします。

午後 1時34分休憩

○

午後 1時38分開議

○委員長 それでは、休憩終わりました、また再開させていただきたいと思います。

大丈夫ですか、鈴木委員。

○鈴木 先ほどの回答があれば。

○指導課統括リーダー 大変失礼いたしました。2点ございまして、まず1点目、この今回補正にかけております3億余のうち、機器につきましては約2億2,000万程度でございます。

それから、もう一つ、新たなそのネットワーク構築後の回線使用料の概算でございますけども、現時点では年間で6,000万程度を予定してございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。6,000万というのは、この予算に入っていないくて来年度予算ということでしょうか。

○指導課統括リーダー おっしゃられるとおりです。

○鈴木 では、先ほどちょっとお伺いした、国の施策と記載がありますが、財源の記載がありませんが、これは柏市の負担でしょうか。

○指導課統括リーダー 残念ながらネットワーク構築につきましては、全て市の予算ということになります。以上です。

○鈴木 柏市の負担であるならば、購入ではなくて5年間のリース契約のほうがい

いんじゃないかと思いますが、購入された理由をお示してください。

○指導課統括リーダー 購入というのは、タブレットの話でござい……

○鈴木 いや、今のネットワーク機器、2億2,000万円のネットワーク機器買うわけでしょう。

○指導課統括リーダー はい。

○鈴木 それはどっちかというずっと使うものじゃないですか、これは。少なくとも5年間は使うものですよ。

○指導課統括リーダー そうでございます。

○鈴木 であれば、購入ではなくてリースでもよかったんじゃないかと思いますが、購入にされた理由を教えてください。

○指導課統括リーダー ここにつきましては財政課とも協議をいたしまして、今年度のその臨時交付金の対象になる可能性もあるということから、リースではなく購入ということにしてございます。以上です。

○鈴木 では、臨時交付金を使えるかもしれないので購入にしたということですね。それならば了解です。

次に、これ繰越明許費になっておりますが、4月稼働間に合うんでしょうか。

○指導課統括リーダー こちらにつきましては、63校全てが新しい構築、今の段階では少し間に合わない学校も出てくる予定でございます。この間に合わない学校につきましては、従前の今ありますネットワークを活用いたしまして、再整備ができるまでの間、使用していくということで予定しているところでございます。以上です。

○鈴木 初めて伺いました、間に合わないという話を。来年の4月からタブレットが導入されて、全員がネットワークにつながらないと、これ利用できないっていうもんですね、グーグルクロームブックなんかはね。間に合わないのが何校あって、どれぐらい4月から入ってしまうんでしょうか。

○指導課統括リーダー 現在この予算をいただいた暁には、鋭意この校数を減らせられるように協議をしていくつもりでございます。現在の予定では、全体の4分の1程度というふうに想定しているところでございます。以上です。

○鈴木 4分の1が稼働できるんですか。4分の1が稼働できないんでしょうか。

○指導課統括リーダー 失礼いたしました。4分の1が、旧ネットワークの使用ということでございます。

○鈴木 4分の1が4月には間に合わないということで、どれぐらいまでかかるんでしょうか。1か月なんですか、2か月なんですか、1学期なんですか。

○指導課統括リーダー 現在のところ、6月を目途に進めているところでございます。以上です。

○鈴木 6月の末ですか、6月の頭ですか。

○指導課統括リーダー 現在のところ、6月の早い時期ということでございます。

○鈴木 なかなか決まったのが遅かったんで仕方がない部分だと思いますが、ぜひとも子供たちが混乱しないように、使えるようにぜひ御努力をお願いいたします。以上で第1区分の質問終わります。

○小川 補正予算のGIGAスクール、ヘルプデスク委託に関わる債務負担支払いのところなんですけれども、これは期間が令和3年から7年となっておりますが、これ以降も続くものと考えてよろしいのでしょうか。

○指導課統括リーダー 今回導入させていただく端末が、一応5年を使用していくものと想定しておりますので、このヘルプデスクもその5年に対応したものでございまして、入替えの際にはまた新たな検討が必要になってこようかと思われれます。以上です。

○小川 ありがとうございます。

続きまして、学校教育活動の維持のところなんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止により、夏季及び冬季休暇中の授業日数が増えたことに伴い、算数支援員等の報酬等を増額ということで、このコロナ禍でこういうところになったと思いますけれども、これ以降もいろんな状況、様々な状況が考えられると思うんですけど、これからの今後の算数支援職員の日数の増、日数が増えるとかといったことというのは、今後も続いていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○指導課長 今回の予算のほうなんですけれども、冬季休業、あるいは夏季休業中も授業を行ったことによって、支援員の配置が必要になったことに伴う費用ということで見込んでおりますので、今後またコロナ関係で職員の配置が必要になった場合には、その都度検討が必要かなというふうに考えております。以上でございます。

○小川 ありがとうございます。

続きまして、児童の援護事業のところでも1の概要のところなんですけれども、市が負担する母子生活支援施設への入所措置費を増額するものというところで、どういった内容が増額されるのでしょうか。

○こども福祉課長 今回の補正予算に計上させていただきましたものは、何らかの事情で家庭で生活できない母子世帯につきまして施設のほうへ保護して、自立に向けた支援を行っていくというものでございます。こちらは、当初予算のほうで3世帯分を見込んでおりましたが、今年度に入りまして新たに2件、2つの世帯の方を措置する必要が生じたために費用を増額しているものでございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。以上です。

○阿比留 新型コロナウイルス感染症医療公費負担の件で、先ほどのPCR検査、対象をどの程度とするのかというのに関連してちょっと質問させていただきます。PCR検査の判定精度というんでしょうか、正確性というんでしょうか、約7割ぐらいと言われていますが、市はどの程度と認識されているのでしょうか。

○保健予防課専門監 大体そのぐらいと見ております。以上です。

○阿比留 分かりました。それでは、誤って陽性になったり、誤って陰性になったりした人への対応というのは、どのようにされているのでしょうか。

○次長兼総務企画課長 これまでも医療機関から発生届が出されて、ただその後の再検査ですとか、医師の判断等で発生届が取り下げられたというケースはございません。これまでも5件ございまして、その方々については陽性ではなかったというところで対応しているところです。以上です。

○阿比留 分かりました。PCR検査を不特定多数の人にどんどんやってしまうと、逆にその疑陽性、疑陰性というのが多数出てきて、それに労力を使ってしまうような気がしていますので、こういった状況の人に対して検査を行うのかというのは、よく考えて実施していただきたいと思います。

次の質問に移ります。GIGAスクール構想の、さっきの学習環境の整備ですが、一般のネットワーク、インターネットではなくてサイネットへの接続を選定した理由、メリットは大体伺いましたけど、デメリットも含めて不安がないんだということをおっしゃっていただきたいと思います。

○指導課長 メリットは先ほどということだったんですけども、デメリットについては色々検討はさせていただいておるんですけども、いろいろ私たちが調べていく中では、そんなに大きなデメリットは感じておりません。ただ、国立情報学研究所が提供しているということで、そこに契約をするためのもろもろ手続が煩瑣であるということはありません。それから、既に800以上の機関が加入をしてくれているものですので、特にこのインターネットサービスプロバイダーにつきましては、特に不安がないかなというふう感じておるところでございます。

○阿比留 児童生徒が成長して大人になったときに、一般的に使うインターネットとの差が出るとか操作性に違いがないとか、ネットに不具合が出たときに小中学生のときの感覚とその後の感覚が変わらないとか、そういったことをちょっと心配しております、そこら辺も十分考慮して教育に当たっていただきたいと思います。以上です。

○鈴木 すみません。今の阿比留委員の質問に対しての、今PCR検査の判定率が7割ぐらいではないかということで……（私語する者あり）

○委員長 一般質問にならないようにお願いします。

○鈴木 はい、はい。（「同じ人が何回も質問していいんですか」「何回もしていいのかね」と呼ぶ者あり）

○委員長 それは別に構わないです。

○鈴木 それに対して保健所の方ですか、7割だというふうに言われましたが、その根拠を、後ほどでいいですから資料の提出をお願いいたします。私は、7割ではなくて9割以上だというふうに新聞報道等で見えておりますので、保健所が7割だと認識しているのであれば、それはどういう根拠なのかを、後ほどでいいですからお示しく下さい。

それから、今5件あったという話ですが、3万件やって5件あったとすると、全然1%にもならなくて0.00何%ぐらいだと思うんですね。0.001%ぐらいかなと思いますので、そこも含めて根拠をお示しく下さい。後ほどでいいです。別途でいいで

す。

○矢澤 それでは、今話題になりました新型コロナの感染症医療費公費負担と。先ほど行政検査のこと分かりましたので、ただ私も今のことでは、PCR検査は陰性の方が陰性となる確率は非常に高いと、ただほとんどだと。ただ、疑陽性もあるということは、一部あるということは承知しているんですけども、これもだんだん改善されてきているということも聞いています。これ先ほど言ったように検査、柏でも検査全体の中の5件ということで、これについてはきちんと根拠を示さなければいけないなというふうに思います。ただ、これの行政検査の予算は組んだ。組んだけども、しかし市民の方が心配しているのは、年末年始どうなるのかというふうなことなんです。今日も広報かしわには、年末年始の医療の記事が載っていました。でも、これコロナがどうのこうのということでは書いてありませんので、この年末年始、このコロナ対応も含めてどのような体制ができているのか、心配している方いらっしゃいますんで、その辺の確認をしたいと思います。お願いします。

○次長兼総務企画課長 年末年始の体制でございますが、これは例年のことではありますけれど、休日当番医という制度がございます、土日、祝日、年末年始、病院と診療所の当番病院を決めて体制をつくっております。これにつきましては、ホームページ等でもお知らせしております。今年度も同様の体制で組んでございまして、ただ年末年始、患者様への対応危惧されるところでございますが、先日それぞれの病院のほうに聞き取りをいたしまして、発熱患者さん等の対応については行えるというところで確認を取っているところです。以上です。

すみません、併せて。その前の鈴木委員の御質問でございますが、すみません、阿比留委員の御質問に対してでございますけれど、取下げでございますが、抗原検査からの取下げも含めて5件でした。PCR検査からの取下げは、そのうち数件だったかと思いますが、すみません、数字についてはちょっと承知をしておりませんが、今抗原検査とPCR検査ございますので、それぞれ合わせた中での取下げが5件というところでございます。失礼いたしました。

○矢澤 ということは、PCR検査の件数は少ないということで、後でまたお願いします。

じゃ、今の答弁ありましたけれども、この年末年始、あそこに広報かしわで出されているところについては、発熱も含めてきちんと今のコロナ対応が全部できると、逆に言ったらそれ以外のところはできないというふうなことになるんでしょうか。

○次長兼総務企画課長 この6日間ございまして、それぞれ6病院、違う病院が当たっておりますが、この病院については対応可能というところで確認をしております。その当番病院以外にも年末年始に対応している医療機関もございます。なので、1病院だけというところではございません。以上です。

○矢澤 ぜひ年末年始の不安を市民の中から解消できるように、なかなか難しいとは思いますが、努力をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの小中学校の学習環境の整備の問題なんですけども、同じ質問はし

ませんので、債務負担行為の中にあるこのヘルプデスクなのですが、これ本当に金額としては非常に高い金額になっています。これが本当にその予算に見合うような必要性とか、どのような対応がなされて、本当にそれだけの金額を出すだけ必要性があるのかということについてお願いします。

○指導課長 金額のほうですが、1億7,150万円を上限額としてということで計上させていただいております。月額にすると、およそ260万円ぐらいの月額になるのかなというふうに思っております。63校に対応していただくということで、そうすると1校当たり約4万円、月額の上限額になるかなというふうなことで、金額的には妥当ではないかなというふうに考えております。ヘルプの内容なんですけれども、これらの3万2,000台導入される端末、これの使用法であるとか故障、その他に対応するということになっております。以上でございます。

○矢澤 では、本当に最高でというふうなことになっていきますので、見合うような援助もしていただくし、またそれ以上必要ないというのだったら、それ以上は使わないというふうなこと、選択もあるかと思えます。よろしく申し上げます。こういうGIGAスクール関係のことで多くの予算使っていますけれども、ぜひそれが具体的な、子供たちの支援に当たる人が減るようなことにならないような対応を教育委員会全体ではしていただきたいと思えます。

次、イベント等の中止に伴う事業ですけれども、今年はプール清掃しなかったし、水泳の委託のほうもありませんでした。これは来年度に向けては、これ今回できなかったんですけど、やらなかったんですけども、どのような方針持っていますか。

○学校保健課長 保健課の事業としましては、プール清掃のほうになるんですけども、現時点では例年どおりの対応ということで、対象校全て清掃するという前提で予算の要求のほうはしております。以上です。

○矢澤 じゃ、この水泳指導の委託のほうも予定どおり進めていくということでしょうか。

○指導課長 来年度は予定どおり進めていく予定でおります。

○矢澤 状況またどうなるか分かりませんが、分かりました。

通常授業のほうの小学校の整備の問題ですけれども、ブロック塀の対応が出ていますけれども、この必要な改修ってどこまで進んでいるのでしょうか。

○学校施設課長 平成30年の大阪北部の地震を受けまして、私どもは緊急点検して、目視等の緊急点検をしました。その中で36校に危険なブロックが、改修の必要なブロックがあるということで改修を進めておったんですけども、一応今年度末で31校まで改修が終わる予定です。約9割ですね。今回この補正予算を上げているものを含めて、これ4校予定しておりますので、36校中35校まではこの予算で改修終わるということになります。残りの1校につきましては、前面道路の拡幅予定があるものですから、その拡幅に合わせて設計のほうを進めて対策を講じていきたいと思えます。また、ブロック工作物は経年の劣化もしたりしますので、これからも点検等は必要と考えております。また、各校点検は目視等の点検でしたので、内部の

調査、鉄筋等の詳細な調査ですとか地中の基礎の調査とか、その辺はやっておりませんでしたので、今後専門家によるブロック塀の点検の調査を行う予定であります。以上です。

○矢澤 分かりました。ぜひ進めていただければと思います。

それから、追加議案の31号の議案のPCR検査の問題ですけども、今回施設に入所される方を対象ということで700万円になっています。この検査範囲をこの範囲に設定したのはどうしてですか。

○高齢者支援課長 検査の範囲なんですけれども、最初検査をすること、検査が、検体を取ったその時点の結果のみが分かるものでございますので、その検査、施設に入所する前の方の生活状態が、御家族の方とか、いろんなほかの方との接触もあることが想定されますので、施設に入る前に検査をしていただいて陰性であることが確認できて、安心して施設でケアをしていただくということを想定したものでございます。対象者については、そういう方を対象とすることによる効果について、保健所ですとか医師会などにも御相談をした上で、あるいはまた施設、現場の方などからもお話伺った上で、対象をそのようにさせていただいております。以上です。

○矢澤 分かりました。ただ、私は、この新しく入っている方、入る方、それから中にもいらっしゃるんですが、職員の方というのは、その職員そこで働いて、また外にも出ているわけですので、職員こそこの対象とすることが必要じゃないかなというふうに、本当にその中のクラスターを起こさせないというふうな形で考えるんだったら、全ての職員はと思うんですけども、その辺の検討はなかったんでしょうか。

○高齢者支援課長 全ての職員に対する検査ということで、職員の方も確かに様々な方と接触があるので、無症状のうちに感染しているということがないこともないかもしれないんですが、職員の方々日々非常に気をつけてくださっています。施設にも第1波以来、施設には職員の方も含めて1日3回検温をしてくださいますというようにお願いして、非常に現場頑張ってくださいしていますので、幸い市内の施設でクラスター起きていないんですが、ただ検査をするにいたしましても、先ほど申し上げたように、その検体を取ったその時点の結果でしかなくて、また翌日にほかの誰かと接触があって感染してしまうということもないわけではありません。ですから、その検査が体温を測るように非常に簡便にできるというのであれば別ですけども、必ず誰かの手を介して実施しなければならないものですので、またもしも陽性と分かった場合、じゃその方どうするかとか、そのときの対応どうするかという様々な角度からの検討をして、体制整えた上で実施するのが正しいのではないかと考えておりますので、まずは新規入所者の方を対象として、このような体制を取った上で、必要があれば、あるいはまた簡便な方法などができれば、拡大することも可能性としてはないわけではないのかなというふうに考えております。以上です。

○矢澤 ただ、ここでどこまでやるのかという一般論をここで論議するというよう



なことはしませんけれども、やはり一定広げてこうやっていくということをしなれば、無症状の方の感染というのは多いという現実を実際出ているので、ぜひそれは私は必要だと思っています。これではなかなか感染拡大を抑えられるというふうに、私はなかなか思えないんですけども、もしこれが、分からないんですけども、感染が今後の変化の中で、こういう状況になっちゃったらもっと新たな対策とか、さらに検査を広げるだとか、その方法も含めて、今後こうなったらこういうふうにするという、そういうふうな先の見通しというか、そういう策はあるんでしょうか。

○高年齢者支援課長 高年齢者施設とか高年齢者に対する検査ということでよろしいでしょうか。

○矢澤 一般的にね、高年齢者施設だけにとどまらずに。

○次長兼総務企画課長 1つは、やはり国、これまでの感染状況のエビデンスとよく言われますけれど、分析をしていただいて、どういう検査であれば一番効果的、なおかつ感染拡大防止に資するののかというところの判断を国が、1つは国がしていくことかと思えます。あとは社会的などというニーズがあって、それと検査体制とのバランスの問題なのかなと思えます。一例を挙げますと、以前は濃厚接触、行政検査の対象となるものが、濃厚接触者といまして非常に限られた範囲ではございましたけれど、今は国の解釈も接触者ということで幅が少し広がってまいりました。このような形で行政検査の範囲を国がどう考えるか。また、それが感染拡大防止にどう効果的なのかというところが、だんだんこう経験値が高まっていく中で、また少し方向性なり国としての考えも変わってくるかと思えますので、その辺りを少し見極めながら考えていきたいと思えます。以上です。

○矢澤 分かりました。国の政策がきちんとならないと、なかなかその辺は市としても困難なところというのはあるかと思えます。これまた請願24号とか27号のところにも関わりますので、私はぜひ積極的な検査拡大を要望します。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第22号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第31号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで5分間の休憩をいたします。

午後 2時 9分休憩

○

午後 2時14分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○委員長 次に、第2区分、議案第13号、指定管理者の指定について（柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐ）、議案第14号、指定管理者の指定について（老人福祉センター）、議案第15号、指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）の3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第13号なんですけど、今回の指定管理の期間ですが、コロナの影響を考慮して2年間の延長ということですが、コロナが発生しなければ5年間になっていたんでしょうか。

○医療公社管理課長 今回の委員御指摘のとおり、今回新型コロナウイルス感染症が感染症流行しているということで、指定管理者導入方針検討委員会で2年と決まったところです。仮にという話ですけども、もしこの感染症がなかった場合は、この年数ももしかしましたら違っていたかもしれませんが、それはそういった議論はしていないので、この場でははっきり申し上げることはできません。以上です。

○武藤 2年後には公募を考えているんでしょうか。

○医療公社管理課長 指定管理者の条例、ルール上は、公募が原則となっております。市立柏病院の指定管理に関する今後の見通しにつきましては、次回更新時における新型コロナウイルス感染症の収束状況や今の課題となっております経営改善の取組状況を確認した上で指定管理者の指定手続の、先ほど申し上げました条例に従い選定することとなるのではないかと考えております。以上です。

○武藤 病院の運営で大事だと思うことは何でしょうか。

○医療公社管理課長 病院の運営につきましては、平成29年8月、健康福祉審議会の市立病院の専門分科会におきまして、病院の在り方について答申をいただいております。そして、今回病床利用率の目標値や小児医療の充実、そういったものがこれまでも課題として上げられていましたが、指定管理者からもそちらの充実、目標達成を図るということが掲げられていますので、そういった市民サービスの向上を図りながら、そういう目標を達成することが大事であると考えております。以上です。

○武藤 今いろいろな病院についての目標達成が重要だというお話ありましたけれども、今回このコロナの影響を考慮して2年間延長したということは、やはりその病院の継続性や安定性が今の公社に委託をしているということで重要性があるのでは

ないかと思えます。また、新たなウイルスの感染の広がりなど、今後何があるか分かりませんが、やはり継続性や安定性を持って対応するには、柏市の医療公社に委託するのがいいのではないかと思えますので、ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。

それと、14号なんですが、指定管理者の指定について、柏市の老人福祉センターですけれども、平成27年から5年間の実績を見ますと約5億3,600万ですが、今回の指定管理者の委託費は4億500万です。これでやっていけるのか、委託料が少なくなっているのはなぜでしょうか。

○高年齢者支援課長 前回の指定管理につきましては、27年度から、途中から中央老人福祉センターが休館になった影響もごさいます。また、今回の指定管理については5年間、令和3年度からの5年間ではごさいますが、柏寿荘3館分で、5年間のうち柏寿荘については、北部クリーンセンターの改修工事に伴って老人福祉センターも改修をすることが見込まれているため、指定管理期間を柏寿荘のみ2年間というふうにしております。この分が減額となっているものでごさいます。以上です。

○武藤 柏寿荘のリニューアルにかかる期間というのは何年ぐらいですか。

○高年齢者支援課長 柏寿荘のリニューアルについては、北部クリーンセンターの改修の兼ね合いがごさいますので、具体的にどの程度手を入れるかというところはまだ決まっておられませんので、リニューアルに要する期間についても、今まだ具体的な月日についてはめどが立っていない状況でごさいます。以上です。

○武藤 老人福祉センターの概要及び現状というところで設置目的が書かれているんですけれども、それが条例の設置目的と違うんですね。条例では老人福祉の増進となっていますが、なぜ違うんでしょうか。

○高年齢者支援課長 申し訳ありません。どの部分、資料のことをおっしゃられていますでしょうか。

○武藤 この予定議案第14号の資料の一番後ろに、老人福祉センターの概要及び現状となっていて、その設置目的が地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とするところなんですけれども、条例のほうは老人の福祉の増進というふうになっていると思うんですけど、別にこれ条例が変わったわけではないですよ。

○高年齢者支援課長 特に条例を変えているものではごさいません。

○武藤 じゃ、ぜひ福祉の増進という、ここには健康の増進とあるんですが、福祉の増進という言葉がなくなっていますので、ぜひその辺は確認していただきたいと思えます。以上です。

○鈴木 では、第13号議案から入ります。今武藤委員から質問のあった内容に近い内容なんですが、2年間としたのは、理由は、柏市の、発注側といたらいいかね、発注側の意向なんですか。それとも委託、指定管理者側の意向なんですか、コロナウイルスで大変だというのは。

○医療公社管理課長　こちらは、事業所、柏市側となります。募集要項などをつくりまして、その募集要項を医療公社が確認して応募してきているという形となっております。以上です。

○鈴木　募集側が、コロナウイルスで大変だから5年間で2年間に短くしたということですね。

○医療公社管理課長　そのとおりです。

○鈴木　大変なのは、私は、医療公社側というか病院側ではないのかなというふうに思っていたんですが、病院側はその中でもこの募集要項に合わせて計画をつくってきた。で、提案したわけですね。それを本来であれば5年間の契約が取れたのにもかかわらず2年間の契約しか取れないという意味では、医療公社側に大変負担を強いたのではないかと思います。いかがでしょうか。

○医療公社管理課長　特に5年というものが決まっているわけではございませんが、いずれにしましても今回は5年間の最終年度となりましたので、指定管理者制度を継続するとなりますと、応募して説明をして、それで決定という行為は、今回は避けられなかったかと思えます。以上です。

○鈴木　いや、避けられないんですと思うんですが、本来であれば、これから5年間その計画に基づいて実施できたのが、2年間しかできないという意味では、今後負担がまたかかってしまうのではないのかなというふうに思いますが、考え方の違いかもしれませんが、では次に移ります。

選定の結果なんですけど、審査点数が61.3%ということで、低いと言ったらいいんですかね、あまり高くないと言ったらいいんですかねという数値だとは思いますが、この辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○医療公社管理課長　御指摘のとおり、今回600点満点中、委員会のほうで368点という点数でしたので、御指摘のとおり、少し低い点数かと考えております。以上です。

○鈴木　昨日の委員会では60%が下限といいますか、60%以上が通常だというふうに言っていたような気がしたんですが、その中で見て61%というのは大変低い状況なんですけど、何で低い点数がついたんでしょうか。

○医療公社管理課長　その評価の中でサービスの向上、あと効率的な管理という項目がございまして、こちらの項目の点数が少し低かったということが影響しているかと思われまして。今回非公募ということで、先ほどから御指摘ありますとおり、医療公社が継続して運営、実施するという形になっております。そうなりますと経営目標、この病床利用率の目標、あと小児科の体制拡充、こういったものの実現、説明をいただいているのですが、それが実現できるかどうかというところが、委員の皆様の評価の中であつたのではないかと思います。にしましても、サービスの向上と効率的な管理のところの点数が少し低かったのが影響しているかと思われまして。以上です。

○鈴木　ありがとうございます。今回は、これは1者のプロポーザルということに

なるんですかね。

○医療公社管理課長 そのとおり、1者です。

○鈴木 契約金額が100%になっておりますが、これはどうしてだというか、こういうものなのか、お示してください。

○医療公社管理課長 おっしゃるとおり、病院事業に関しましては政策的医療交付金、これは一般会計からの繰り出しを柏市の病院事業会計で受けまして、事業者である柏市医療公社に対して1年間2億、2年間で4億について上限設定したものを、同額で今回提案いただいているものとなっております。この同額以下になるかどうかというのは、事業者の提案によるものではございますが、一応上限値は超えていないというのもありますので、その部分は評価できるものかと思っております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。勉強になりました。

候補者、候補者選定委員、いわゆる審査委員といってもいいんですかね、が8名ですが、その8名のうち市立病院の利用者というのは何名入っているのでしょうか。

○医療公社管理課長 委員の方が市立柏病院を利用しているかどうかは、この委員の選定の段階で確認していないので分かりませんが、委員の審議の中での発言の中では、知り合い、友人が利用してこういうことがあったというような発言もありましたので、一部市立病院の運営状況などは認識している方がいらっしまったかと思えます。以上です。

○鈴木 こういう指定管理者を決める委員のところには、ぜひ利用者も入れたほうが、正確なというか、そういう意見も取り入れた判断をすべきではないかと思いますが、入れなかった、入れない理由というのは、あるいは、多分市役所内以外の方は2名とか3名とかですよね。その選定するとき、あえて利用者の人を選ばなかった理由というのはあるのでしょうか。

○医療公社管理課長 特に利用者の中から委員を選ぶという視点はございませんでした。外部委員、おっしゃるとおり8名のうち2名が外部の委員でして、そのうち1名は、柏市立柏病院の新改革プランという経営改善のプランが、平成29年度から今年度までの4年間のプランでございまして、その評価をしている委員の方、大学の教授の方なのですが、そういった方を入れていきます。あとは、健康づくり推進委員をやられている方、市民目線で市立病院を評価していただくという視点、それぞれの視点で見えていただきたいと思います。こういった方を選定しているところで。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。

では、14号議案ですが、老人福祉センターの指定管理者の指定ですが、これも1者のプロポーザルだったのでしょうか。

○高齢者支援課長 プロポーザルを実施いたしました。応募事業者は1者でございました。以上です。

○鈴木 こちらは契約金額が99%の率なんです。この辺の理由は何でしょうか。

○高年齢者支援課長 積算した金額が実績に基づいたものであったので、それに近い額となったのではないかと考えております。以上です。

○鈴木 こちらの予定価格というのは、募集されて応募する方というのは、知り得る可能性はあるのでしょうか。

○高年齢者支援課長 プロポーザルで実施しておりますので、予定価格は公表しております。

○鈴木 ありがとうございます。

こちらも外部委員は2名ですよね。その2名のうち利用者は入っていますでしょうか。

○高年齢者支援課長 お願いしました2名の外部委員につきましては、社会福祉法人の運営に携わっていらっしゃる方と、あとは高齢者の相談業務などを担っていただいている方でございます。直接その方々が老人福祉センターを利用されているわけではないと思われまじけれども、高齢者の方々のふだん生活を見守ったり、相談を受けたりされる立場の方ですので、そのような方の視点が入っていると考えております。以上です。

○鈴木 これも同じなんですけど、その社会福祉法人あるいは高齢者相談されている中で、なおかつそういった老人福祉センターを利用している方というふうには選ばれたほうが、よりいい結果が出るんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今後は御検討をお願いいたします。

では、第15号行きます。第15号、障害福祉サービス事業所の指定管理の指定ですが、こちら1者のプロポーザルだったのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 はい、そのとおり1者でございます。

○鈴木 募集が来なかったということですかね。応募が来なかったということでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 1者のみの応募になっております。以上です。

○鈴木 同じ質問ですみません。審査委員の外部審査委員2名の選定基準はどうなっていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 外部委員としましては、1人は有識者ということで、健康福祉審議会の障害者専門分科会の会長をしており、なおかつ障害福祉を専門とする大学の先生が1名です。もう一人は、実際の障害福祉の現場で、特別支援学校の校長先生なんですけど、実際そこに生徒をその施設に利用者ということで卒業生を送り出したりしている、そういったことで現場の障害者の状況を知っている方ということになっております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。以上で第2区分を終わります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第15号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは、あわせて関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第2号、柏市教育福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市老人いこいの家条例を廃止する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第2号の柏市教育福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回管理を指定管理者から直営に戻したのはどういう理由でしょうか。

○福祉政策課長 総合福祉センター部分につきましては、従来社会福祉協議会に指定管理者を指定を行う中で、行うべき業務を定めて管理も運営もお願いしていたところでございます。指定管理者に委ねていたところでございます。今回行政の効率化の観点から管理につきましては、中央公民館の協力得ながら一体的に館全体で行うとともに、運営につきましては、市民に開かれた館運営を目指すという観点から直営にした上で、新たに設置される地域住民の方とか、団体の方が入られた教育福祉会館運営協議会を中心に館運営をしたいということで、直営に戻したということでございます。以上でございます。

○武藤 これからも直営で行うということですか。

○福祉政策課長 当面の間は、そういう形でやっていきたいというふうに思っております。

○武藤 私たちは、直営でやっていただくということは賛成なんですけれども、これまで指定管理者のほうがサービスの向上だとか経費削減できるとか言ってきたん

ですけれども、それについてはやはり直営のほうがいいという判断をされたんですか。

○福祉政策課長 行政の効率化という観点もございまして、管理の部分につきまして、ビルメンとかそういう部分について、中央公民館と一体となって協力得ながらやるということで、一体となってそういう管理の部分もやるということで効率化できるということで、そういう部分も含めて直営にするということにしたいというふうに思っております。

○武藤 じゃ、ぜひこれからも直営で行っていただきたいと思います。

それと、中央老人福祉センターを利用していた方が、柏寿荘や南部老人福祉センターのバスを利用していると思うんですけれども、現在どれぐらいの利用があるのでしょうか。

○高齢者支援課長 中央老人福祉センター利用されていた方で、柏寿荘ですとか南部の老人福祉センターに移って利用された方については、正確に数を捉えることが難しく、老人福祉センター全体で利用者が減少しているものですから、一概には言えないんですけれども、老人福祉センター、今回中央老人福祉センター休止する前に、柏市役所から各老人福祉センターへ行くバスという、柏市役所発のバス停というものを設置しまして、そちらを利用されている方が、2018年と2019年を比べますと全体としては減っているんですが、一部曜日によっては増えている部分がございますので、この辺り、そうですね、年間で数十名というところでございますけれども、この辺りの方々が一部利用されたかなと思っております。それ以外、囲碁とか将棋の活動をされていた方々などは、御自身のお住まいの近くの近隣センターやふるさとセンターなどで活動を続けられているというふうに伺っております。以上です。

○武藤 今回中央老人福祉センターを廃止するということですが、2年後には柏寿荘もリニューアルして利用できなくなるということになります。高齢者のための施設が利用できなくなるということで、高齢者の活動を縮小してしまうというようなことになるのではないですか。

○高齢者支援課長 今回教育福祉会館の改修に合わせまして、中央老人福祉センターは廃止ということになりますが、高齢者の居場所がこれでなくなるということではなくて、今まで高齢者とか障害者とか、世代ですとか属性を区切って利用されていた施設を多世代の方が一緒に活動する、できるような形というふうにリニューアルしておりますので、引き続き高齢者の方々は、施設の中で様々な活動に御参加いただくことができると考えております。以上です。

○武藤 今年の3月議会でも、私は、教育民生の委員会の中で公民館や老人福祉会館の機能というのは変わらないかということを確認いたしました。そのときにも従前の役割については、今までどおり継続していくという答弁がありました。中央老人福祉センターをなくして、その機能をどのように継続していくのでしょうか。

○高齢者支援課長 先ほど御指摘いただきましたように、老人福祉センターは高齢者の相談に乗ったり、あるいは健康増進とか教養の向上などに寄与する施設として



位置づけられておりますけれども、新しくリニューアルしますと、教育福祉会館の中でも多世代交流スペースなど、お部屋を使って様々な事業を構築していこうと今しているところがございます。この中で高齢者の方々に引き続き御参加いただいたり、あるいはそれぞれ継続していた活動を継続できるように、できる限り継続できるような形でということで、今委員の皆様方で御議論いただいているところがございます。ですので、これで全くなくなるということではなくて、高齢者の活動の形が新しくなっていくというような、今ちょうど過渡期ではないかなというふうに考えております。以上です。

○武藤 これから高齢化社会になっていく中で、ますます中央老人福祉センターなど、老人福祉センターというものの役割というのが大きくなっていくのではないかなと思います。今ある3つの老人福祉センターはどのように、なくしていくようなお考えなのか、次世代の方と交流できるような、そういう施設に変えていくお考えがあるのかどうか、教えてください。

○高齢者支援課長 老人福祉センターそのものは、高齢者の人数は今どんどん増えておりますけれども、老人福祉センターの利用者というのは、年々数千人単位で減っているという現状がございます。様々な事情あるかと思っておりますけれども、やはりその高齢者の求めているものが、この施設が設置された当時とはまた少し変わってきている部分があるかと考えております。ですから、施設の在り方が、高齢者の方の健康とか福祉に資するものとなり続けるためには、在り方もちょっと見直しが必要なのではないかなと、そういう時期に来ているのかなというふうには考えております。ですので、今具体的にこうなりますとか、こうする考えですというものではございませんが、まずはその中央老人福祉センターであった、教育福祉会館の中で、老人福祉センターが多世代の方が交流する形でどのような効果があるか、高齢者やそれ以外の方々にもどのような効果があるかというところを見極めて、もしそれがいいものであれば、ほかの施設に広げていく可能性もあるかと思っておりますが、今はまだ具体的にこうしますと言える段階ではございません。以上です。

○武藤 老人福祉センターは、先ほども言いましたように老人福祉の増進が目的です。ですので、老人に特化したいろいろな問題や活動を行っていく場所であると思っております。老人だけに特化したような問題や活動が、多世代交流、それを否定するものではありませんけれども、やはり老人に特化したものも必要だと思います。これまで老人福祉センターは、無料で利用できました。また、障害者団体なども無料で施設を利用できていましたが、今後高齢者や福祉団体、ボランティア団体の優先予約や減免のルールについて検討するということでしたけれども、検討するまでもなく今までどおり優先的に無料で利用できるように、予約もできるようにしていきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○福祉政策課長 まず、今貸館の、2階の部分の貸館の有料化のお話をされていると思うんですけれども、高齢者の方が活動されるに当たって、多世代交流スペースと貸館の部分と2つありまして、例えば囲碁、将棋とかやられているような方、旧

老人福祉センター部分と言われるようなところにつきましては、令和4年度以降も無料でございますので、そちらで活動いただく分には、まず費用発生しないということは前提でございます。その上で有料化の検討につきましては、令和4年度からということで考えておりました、委員おっしゃるとおり、ボランティア団体とか当事者団体の方が今まで無料で使っていたと、あるいは年間予約を使っていたということもございますので、その当事者団体、福祉の拠点でございますので、その公益性とか、そういったものを踏まえながら、どういう形で有料化、年間予約とか、していくべきなのかということとを来年度検討していきたいというふうに思います。

○武藤 高齢者になればやはり収入も少なくなってしまうし、お金の心配をしながら活動しなきゃいけないというようなことにもなると思いますので、ぜひその点については、障害団体ですとか老人団体ですとか、高齢者の方には活動しやすいように、費用もかからないで利用できるような方法で検討していただきたいと思います。

あと、教育福祉会館の設置理由についてなんですけれども、以前は市民の文化教養の向上及び福祉の増進を図るためということでしたが、文化教養の向上という言葉が抜けています。また、福祉の増進という言葉もありませんが、これはなぜなんでしょうか。

○福祉政策課長 教育福祉会館につきましては、総合福祉センターと中央公民館が一体となった施設ということでございまして、教育と福祉の役割を相互補完的に一体的となって運営するというところで、そういうことで教育福祉会館条例というのが定められております。そういうことでございますので、そこでうたうべきは教育と福祉の相互充実ということで、一体的にやるということが書かれるべきことだということで、改めて今回整理し直した結果、教育及び福祉の相互充実という、充実という文言に整理し直したということでございます。

文化教養の向上という文言につきましては、生涯学習の推進という趣旨を表しているものと考えておりますけれども、公民館という館につきましては、社会教育法の中で実際生活に即する教育、住民のために教育、学術及び文化に関する各種事業を行って、もってその住民の教養の向上とか健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するということを目的とするというようなこともうたわれておりますので、そういった趣旨を踏まえまして、中央公民館、教育福祉会館を運営していきたいというふうに思っております。

○武藤 以前も公民館と老人福祉センターや障害福祉就労支援センター、地域福祉センターを合同の会館、教育福祉会館ということで、その設置の目的が市民の文化教養の向上及び福祉の増進を図るためということで、特に公民館と分けているというわけでもなく、今回の条例も公民館と分けているわけじゃないですね。総合福祉センターというのは、公民館も含む会館のことですね。どうですか。

○福祉政策課長 まず、教育福祉会館自体は、中央公民館と総合福祉センターということで分かれて、1、2階部分の総合福祉センターと3階以上の中央公民館とい

う2つの組織が集まって教育福祉会館ということでやっております。中央公民館は中央公民館の条例が別途ありまして、教育福祉会館の、その上に教育福祉会館の条例があるというような構造になっております。以上でございます。

○武藤 じゃ、なぜ設置理由の修正のところで、変更前が市民の文化教養の向上及び福祉の増進を図るため教育福祉会館を設置するとなっていて、変更後が多様な市民が集い、つながり及び地域への広がるための環境を提供し、並びに市民による自立的な地域活動を推進することにより、教育及び福祉の相互充実を図るとともに地域共生社会を実現するため教育福祉会館を設置するとなっているんですか。これは公民館と別なものという捉え方ではないんじゃないですか。

○福祉政策課長 なので、ここでうたうべきは、中央公民館でやる生涯学習と1、2階部分の総合福祉センターでやる福祉、それが一体となって相互充実を図るということをやったほうがいいのではないかとということで、改めて整理してこういう文言にしたということでございます。なので、今までどおり当然生涯学習の増進というか、市民の文化教養の向上というか、生涯学習の増進というようなことですか福祉の増進ということは、引き続き館の趣旨としてはあるんですけども、改めて整理をし直して文言上はこうなったということでございます。

○武藤 この変更後の条例見ますと、今までは柏市が市民に対して福祉の増進を図るため、また市民の文化教養向上のために造った施設ですよということをうたっているのに対して、この変更後の条例見ますと、自助、共助というようなことがうかがえるように思うんですよ。多様な市民によって地域に広がる環境を提供しと、市民による自立的な地域活動、市民が自助でやってくださいね、共生社会、共助でやってくださいねというような、どうも市の責務というか、そういうものが薄らいでいるのではないかとこのように感じるんですが、どうですか。

○福祉政策課長 市の役割自体は当然変わっていないというふうには思います。その上で地域共生の考え方が、かつてよりも少し、何ていうか、パターンリスティックではなくて、住民主体の考え方に変わっているということはあるかと思えます。そういう形の中で地域共生という考え方を少し条文上整理し直したということでございますが、コアとなる役割は当然従前と変わっていないというふうに思っております。以上です。

○武藤 地方自治法の第10章、公の施設というところで、第244条では、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設、これを公の施設という、を設けるものとするがあります。アミューゼ柏にも柏市の文化交流複合施設、パレット柏ですけども、その条例にも文化の向上及び福祉の増進を図る、または寄与するという文言が入っています。ぜひこの大事な文言を入れていただきたいと思いますが、どうですか。

○福祉政策課長 繰り返してございますけども、地域共生の拠点として、教育福祉会館改めてリニューアルして、生涯学習の拠点であったり福祉の拠点であったりということで改めて役割を、今までの役割に加えてそういった役割を、機能に乗っけ

ていただきたいということで考え直し運営をしていきたいということでございます。ですので、改めてこういう文言で、多様な市民が集い、つながり、地域に広がるための環境を提供するというのと、地域、市民による自立的な地域活動を推進するというので、教育及び福祉の相互充実を図るという目的は当然消えていませんし、地域共生を実現するという目的も入ったということでございますので、こういった文言で整理してお認めいただきたいということでございます。以上です。

○武藤 設置理由を変えなくても、今福祉を増進する目的が変わらないとおっしゃいましたけれども、実際その設置理由の中に文言は消えているわけですね。結局そういう市の役割、責務が後退するのではないかと考えますので、この設置理由の変更には賛成できません。

議案第3号についてですが、柏市老人いこいの家条例を廃止する条例の制定についてです。豊四季台団地の地域の皆さんが利用していた、高齢者の皆さん利用していたいこいの家ですが、児童センターが移転する乳児園の1階に移転できることもあったのではないのでしょうか、どうですか。

○高齢者支援課長 豊四季乳児園の1階部分でどうかという御指摘でございますが、こちらについても、私どももこども部と協議をしたりして、可能性について探った時期もございましたけれども、その利用される方々のその施設1階部分の、じゃ維持管理をどうするかとか、その辺りがなかなか折り合いがつかなくなったりとか難しさもありまして、またそれをするには、また改修工事などの必要も出てきたりということもございましたので、今回は廃止の条例を上程させていただいておりますけれども、利用されていた方々については、近隣に開設されました町会のふるさとセンターをお借りすることができる見込みでございますので、いこいの家という形では廃止をさせていただこうということで考えております。以上です。

○武藤 かやの町のふるさとセンターを利用できるということをおっしゃいましたけれども、そこはいこいの家になるわけではなくて、やはり利用するには利用料を払わなければなりません。町会行事などがあれば利用することができなくなりますし、やはり別な形で、例えば公園などにプレハブを建てるとか、何かそういうようなことも考えられたのではないかと思うんです。高齢者の活動場所が、中央老人福祉センターもそうですし、柏寿荘もリニューアルしている間は使えないなど、高齢者の活動場所がどんどんこう縮小されていくように思われます。何とか確保しようという努力はなかったんでしょうか。最初から廃止ありきではなかったのか、どうでしょうか。

○高齢者支援課長 そのいこいの家そのものは非常に規模が小さくて、施設も大分老朽化してきているという問題もございまして、この時期ということになりましたけれども、利用者もそう多くはなく、平成27年度で4,000ちょっと、平成30年度で3,500人ぐらいということで、年々やっぱり利用者が減ってきていて、増えていく要素がなかなかないという施設でございました。指定管理者さん、いろいろ企画もしてくださったりはしていたんですが、駐車場もなく、なかなかちょっとそういうこ

とで、新たに利用者を増やしていくという施設ではないという位置づけでございました。もともと近隣の方のための施設という意味合いもありましたので。こういうその利用者がどんどん減って高齢化していく中で、新しい公共施設を造るということについては、市全体の公共施設をどうしていこうかという中で、なかなかちょっと新たに造るということは難しいという状況でございましたので、先ほど申し上げたように、近隣のふるさとセンターを御利用いただけるという方向で今進めさせていただきます。以上です。

○武藤 地域の高齢者の憩いの場所として長年親しまれてきた場所ですので、できればほかに移転するなど残していただきたいと思います。以上です。

○鈴木 では、第3区分、議案第2号に関して、武藤委員の、とはちょっと違う観点で質問させていただきます。中央地域の老人福祉センターが廃止されるということに対して、大変心配をしております。正直言いますと、私も老人福祉センターというのを利用したことがございません。多分ここにいらっしゃる方、利用されている方というのは少ないんじゃないかなと思うんですが、大体どういった機能を持っているのか、その機能がどうなくなってしまうのか、その辺を自分のこととして考えないと、本当になくしちゃっていいのかどうかというのが心配でなりません。主な目的じゃないですけど、どういったことが老人福祉センターでされていたんでしょうか。

○高齢者支援課長 中央老人福祉センターに関しましては、活動内容としては、主に囲碁、将棋、カラオケです。施設としては大広間がございまして、その中、大広間でカラオケをされたり、あるいは囲碁ですとか将棋などの活動を思い思いにされているという状況でございました。ほかの3館の施設につきましては、そういう機能プラス、施設によって卓球ですとか麻雀ですとかビリヤードとか主に、あと大きなお風呂がございます。高齢者の方々が、もちろん利用登録していただくんですけども、60歳以上の市民の方で御利用登録していただいた方が、無料でそれらの施設を利用できるという施設でございます。なかなか今高齢者の方々も、価値観も多様化して様々、個々に生き生きと活動されている高齢者の方が多いので、無料とはいえないかなというふうに感じております。利用者も高齢化している傾向がございますので、その辺りがやはり施設としては課題と考えて、指定管理者の募集のときにも新たな講座など提案するようというところで募集をしたり、施設自体の活性化というのも図っているところではございますが、なかなかちょっと実際は追いついていないかなというふうに考えております。そのような施設でございますので、特に予約制とかではなくて、ふっと気が向いたときにいらして好きな活動をされてというような施設となっております。児童センター、子供で言えば児童センターと同じような役割、それが一般的でございますが、ただその中で老人福祉センターとして大事な機能としては相談ですとか、健康の相談、あるいは栄養相談ですとか、あるいはフレイル予防の体操をしたり様々な講座をしたりして、高齢者の方々がより健

康で豊かな暮らしができるようにというような仕掛けもしているというところがございます。以上です。

○委員長 鈴木委員、申し訳ない、換気のためちょっと休憩を。

暫時休憩をいたします。

午後 2時59分休憩

○

午後 3時05分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木 大変丁寧な御説明ありがとうございました。この中で講座を開いたりとかいう部分があると思うんですね。単に囲碁をやりに来て居場所として提供するだけではなくて、老人福祉センターはそういった企画を催して、多分カラオケ大会なんかもあったのではないかなと思うんですが、カラオケ大会とかはどれぐらいの頻度でやられていたんですかね。

○高齢者支援課長 施設によってなんですが、例えば月に1回小規模な大会をしていて、年に1回大きな大会をするとか、それはそれぞれの施設によって違う部分がございます。利用者の方々も大会、様々同じ方がそれぞれの施設を利用して、毎回の大会にも出ているというような方もいらっしゃるというふうに聞いております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。この中央地域のところは、そういった老人福祉センターがなくなって、お年寄りの御高齢者は、カラオケ大会も行けなくなり、お風呂にも無料で入れなくなりという実態があるんじゃないかと思うんですが、カラオケ大会とかは今後も催されるのでしょうか。

○高齢者支援課長 お風呂につきましては、中央老人福祉センターは、東日本大震災以来もうずっと運営はしておりませんでしたので、恐らく皆様、お風呂利用されたい方は、ほかの施設を利用されているかと思えます。カラオケについては、ちょっとやっぱり音が出るものなので、いつでもカラオケできますという状態にするのは、正直なところ難しいかと考えておりますが、その事業の中で時にはそういうことも、今までは60歳以上の方しか利用できないので、カラオケ大会をやっても高齢者の方だけでしたけれども、今後は様々な、小さいお子さんと高齢者の方が一緒に大会するとか、そういうこともこれからはできるのではないかな、場所がちょっと限られてしまうので、頻度とかは今までのようにはいかないかもしれませんが、もう少し豊かな形でできればというふうに考えております。

○鈴木 この対比図で見ると、大広間、舞台のあったところが交流広場になるんです、変わったんですよ。そういう意味では、私は、この交流広場でカラオケ大会やるのかなというふうに思ったんですが、ここでは音が出せないといったんでは、高齢者の方がどこでできるんだと文句が出るんじゃないかなと心配があるんですがというのと、月1回ぐらいはそのカラオケ大会を開くというのはあったとしたら、誰が実際催しの企画をつくって運営をされることになるのでしょうか。

○高年齢者支援課長 月1回と言ったのは、中央老人福祉センターのことではなくてほかの施設なので、またそれはそれぞれ利用者の方とその指定管理者とで、これまでは協力して開催をしていただいていたけれども、今後教育福祉会館の中でそういう事業として様々な、カラオケに限らず例えば囲碁の大会とか多世代の方が競うとか、そういうことも企画されていくことになろうかと思います。それが直営ということになりますけれども、そのソフトの部分、様々な事業については、委託をしたり、あるいはその施設を利用者の方々に提案があったりとか様々な形があるかと考えております。ですので、一方的に市が企画してやるということばかりではなくて、利用者の方々も一緒に企画するとか、そんなことも考えていけたらというふうに思っております。以上です。

○鈴木 ちょっとよく分かんなかったんですが、今までは指定管理者がそういった企画、講座を考えて実施していたわけですね。今度指定管理者がなくなるわけですが、どなたが企画運営をされるんでしょうかという質問しているんですが。

○高年齢者支援課長 これは高齢者に限ったことではなくて、教育福祉会館の中、特に2階ですね、総合福祉会館、総合福祉センターの中で、そういう様々な事業をこれからやっていこうということで、今話し合い、検討をしているところなので、その中で2階部分を委託をすることになれば、その委託事業者が中心となる。けれども、今検討委員会の中で話されていますのは、利用者の方々からそういう企画を提案してもらおうというようなこともいいんじゃないかというような話が出ておりますので、例えばそういうカラオケをやっていらっしゃる方々が企画して、一緒になって大会を運営するというのもあるのではないかなと考えております。

○鈴木 利用者からもというふうに言っておりますが、高齢者の方、年齢重ねてくるとなかなか活動も下がってきますので、ぜひ柏市の、今どこの部署って結局答えていないんですね。どこの部署が考えてやっていきますという回答が1個もないんですが、それはまだ決まっていないということで回答なんですか。

○福祉政策課長 今その2階の部分、2階に限らずなんですけども、館で実施する事業とかの企画につきましては、特に2階の部分につきましては年間予約をするタイミングになっていきますので、年間予約をするタイミングとともに、企画と一緒にその団体さん、ボランティア団体だったりとか、当事者団体が年間予約するタイミングで、どういった企画ができますかということは今募集しているところでございます。今後も恒常的にそういうような募集をして、自主的に市民の方、団体の方が自主的に事業を実施していただくというようなことを取り入れていきたいということでございます。

○鈴木 ありがとうございます。ですから、どの課が担当されるんですかと聞いています。

○福祉政策課長 2階の部分につきましては福祉政策課中心となって、課としては福祉政策課で、その事業の企画自体は部会を立ち上げていまして、その部会の中で役所と、あとはその団体の方、地域住民の方とか当事者団体の方入っていただいて、

部会を立ち上げて具体的に議論していますので、そういった中で具体的な企画が出てくるというようなことだと思います。

○鈴木 分かりました。福祉政策課が中心となって、利用者の意見も聞きながら今後考えていきますということですね。ぜひ、昨年は、令和元年度は運営されていなかったわけですが、平成30年度まで運営されたときと同じような内容をぜひ引き続きやっていただけるようなことを願って、ここの質問は終わりたいと思います。

第3区分の第3号議案、老人いこいの家条例の廃止の件ですが、この間仕方ないというか、ほかのところにもあるからという話をお聞きしたんですが、実際にこの廃止が困るとか、廃止されては困ると言っている団体なり個人とかは、今現在いらっしやいますでしょうか。

○高齢者支援課長 利用者の方々には、昨年の10月にまず、今後このいこいの家の在り方について、廃止ということも想定されるということで、現在の活動状況とか今後の活動の希望について、まずお話を伺っています。その中で、多少有料化になってもいいから活動場所を確保したいというような御意見をいただいています。高齢者の方なので、あまり遠いところでは困るとか、幾つか意見もいただいております。今回はその条件にかなうところが見つかったという状況でございます。改めて、その状況が分かりました、決まりましたので、11月に改めて利用団体の方々へ説明会をさせていただいております。そこにはかやの町会の方にも御参加いただいて、そのふるさとセンターの利用も大丈夫ですよというようなお話も直接していただいて、数名の方にはそのまま現地も見に行ってもらって、非常に好評をいただいたところでございます。以上です。

○鈴木 11月に説明会を実施したという、で、見に行った方というのもいるというのは聞きましたが、困っている方がいたのか、現状いるのか、いないのかをお聞きしているんですが。

○高齢者支援課長 失礼いたしました。特に絶対困るとか、そのような意見はいただけてはいないところでございます。

○鈴木 今現在はいらっしやらなかったということですね。了解しました。

この中央老人福祉センターもいこい荘もそうなんです、あるいはプールもそうなんです、利用者がだんだん減ってきているから、だんだん縮小してなくしていくみたいな、そういったふうにすごく柏市の施設に対するやり方が感じております。利用者を減らさないようにしなくちゃいけないのかなと思いますので、増やしていくという方向性でぜひ考えてほしいなというふうに思います。意見を述べて終わります。

○山下 議案第2号について、1点だけお願いします。先ほどからも御答弁にありましたけれども、囲碁についてお尋ねします。高齢者の男性の方々の、例えば居場所であったりフレイル予防であったりとか市民活動への促進ということ、難しいなというところが言われている中、この囲碁については熱狂的に、しかも人生かけて、ほかの居場所ではないところの居場所となっているところが確かにあるかと思いま



すので、今後の事業の中で、例えば既存の団体とかがやっているものも踏まえながら企画していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**高齢者支援課長** 老人福祉センター利用されていた囲碁の団体、あるいは将棋の団体の方々とは、いろいろ御意見伺いながら、これまで進めさせていただいて、囲碁の団体の方々からもこういうふうだとうれしいなとか、いろいろ御要望もいただいているところで、そのような意見も検討委員会の中でもお伝えしてきているところがございます。また、その囲碁の団体の方からは、積極的に子供たちに囲碁を教えたりとか、新しい活動に対する意欲もお示しいただいていますので、そういうことも含めて、活動の継続ももちろんでございますが、改めて新しく子供たちに教えるとか、新しい展開についても一緒に考えていきたいというふうに考えております。また、団体の方からもそのように御意向をいただいております。以上です。

○**山下** そうですね、多世代交流とか共生とか、そしてまた文化の発信という意味でも、そういった後押ししていただければと思います。

あと、もう一点、中央地域の老人福祉センターというのは、中央地域の人たちだけではなくて、柏市全域から集まってきて催しとか行われてきたところという性格があるかと思えます。そういう意味でなくなってしまうんですが、例えばその囲碁の大会とか、そういった点は柏市全域の意味でも大切なことだと思いますので、老人施設に限らず、もっと発展的に企画できるように後押ししていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**高齢者支援課長** 今休館中にも、実は将棋、老人福祉センター利用されていた将棋の団体の方々に御協力いただいて中央公民館主催の将棋、子供向けの将棋教室なども開催していただいております。これまでは福祉は福祉、教育は教育というちょっと、若干そういう側面があったんですが、これまで検討いろいろ一緒に教育委員会と重ねていく中で、一緒に事業を展開していこうという今動きもございますので、要は生涯学習とか、そういうことも含めて新しい展開をしていければなというふうに、福祉だけでやろうということばかりでもなく、場合によってはそういう中央公民館とも共催したりとか、そういうことも今後はあるのではないかなと考えております。以上です。

○**山下** 私たち親世代ぐらいになると、子供に囲碁、将棋やってほしいなというようなブームみたいにもなっていて、そういうところに、地域に立派な大人の方々がいらっしゃるといのはありがたいことだと思うので、ぜひそういった共生社会つくる拠点としていただけたらと思います。以上です。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○**委員長** まず、議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 それでは、次に議案第4区分、議案第6号、工事の請負契約の締結について（柏市立柏第三小学校校舎増築等工事（建築工事））、議案第7号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中小学校第一校舎建替工事（建築工事））、議案第8号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中小学校第一校舎建替工事（電気設備工事））、議案第9号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中小学校第一校舎建替工事（機械設備工事））、議案第28号、工事の請負契約の締結について（柏市立柏の葉小学校校舎増築工事（建築工事））、議案第29号、工事の請負契約の締結について（柏市立柏の葉小学校校舎増築工事（電気設備工事））、議案第30号、工事の請負契約の締結について（柏市立柏の葉小学校校舎増築工事（機械設備工事））の7議案を一括して議題といたします。

本7議案について質疑があれば、これを許します。

○山下 28号についてお願いします。この契約の条件の設定などの基準について、事務所の所在地であったり単独かJVかなど、そういった基準についてお示してください。

○学校施設課長 28号、柏の葉小の建築工事、柏の葉小は、2社のJV、もしくは単独の国内に本店のある会社ということで、評定点ですけれども、1,300点が2社のJVの親会社、もしくは単独の会社。市内の場合は700点ですね。単独の場合、失礼しました、JVの構成員のほうは700点で市内が限定と。実績としては、鉄骨造の3億円以上の建築工事一式を請け負ったものが、平成17年度以降、15年間で実績があるというところで条件としております。以上です。

○山下 お聞きしたかったのは、そういった基準をどのように決めていくのかという決まりはあるのですかということ。

○契約課長 入札参加条件の設定につきましては、副市長を委員長とする入札参加条件設定等委員会に諮って決めるということ以外については、その基準は公表しておりません。具体的には5,000万円以上の工事については、1,000万円以上の実績を求める。あと、工事については、5,000万円以上については、基本的に市内に発注す

るという基準は設けておりますが、個別の案件に応じて、しかも公告や工事の発注の時期等々を総合的に勘案しまして入札参加資格を設定しています。以上です。

○山下 その大原則みたいなものがあつたと思うんですけども、そういったものができるだけ明らかになっていたほうが、私はいいと思うんです。つまりその個別の案件によって、その委員会で話し合われていくということですが、何かその時々都合によって変動しているのではないかという、市民の疑義が生まれぬような取組というのは大切だと思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○契約課長 市町村ごとの考え方によってまちまちかと思えます。例えば予定価格を事前に公表するところとかは、そういうふうに全ての基準を公表してしまうという市町村もございます。柏市は、予定価格が事後公表、入札参加資格も公告をするまで分からないという状態を維持して競争性を確保している。御指摘がありましたこの議案第28号なんですけども、むしろ国内、地域要件、本店所在地がどこにあるのか。柏市内なのか、県内なのか、国内なのか。または、応札者はJVじゃなきゃならないのか、単体、一単独企業で構わないのか等々を鑑みますと、この議案第28号は、地域要件が最大の国内、そしてJVではなく単体でも応札が可という形で、むしろ最大の競争性を確保しているものでございます。ですので、何か設定委員会で意図的に入札参加資格を曲解するようなことをしているのではないかという疑念は、むしろ当たらないのではないかと考えております。以上です。

○山下 この件について、国内全体で単体でというのは評価していくべきことかなというふうに捉えています。

低入札の原因と、その委員会での議論はどのようなことが行われたのでしょうか。

○契約課長 低入札価格調査の目的でございますけども、ダンピング受注であったり、下請業者へのしわ寄せ等々があるのか、ないのかというのを調査するのが目的でございます。ですので、その目的に沿った形で必要な経費が計上されているか否か。また、下請業者にしわ寄せをしているかどうか等々のヒアリングを行った上で、おおむねそのようなものがないと確認ができましたので、落札決定に至ったところでございます。以上です。

○山下 柏市のこの最初の積算みたいなものと、市場の相場に乖離があつたということは考えられるのでしょうか。

○学校施設課長 私どものほうの積算につきましては、国の積算基準、あとは業者の見積り等によって積算しておりますので、市場価格から大きく外れることはないと考えております。以上です。

○山下 それでは、先ほどちょっとお聞きした中で、低入札の原因は、柏市としてはどのように捉えているかというところをもう一度御答弁お願いします。

○学校施設課長 低入札価格調査会で業者に提出した見積書と、私どもの設計のほう比較検討したところ、業者のほうは一般経費ですかね、そちらを多少縮小して工事ができるというようなことを見積りを提出してきましたので、下請へのしわ寄せですとか、粗悪な工事の心配はないだろうということを判断しております。以上で

す。

○山下 柏市のその積算のときは国の相場とかを見積もって、そしてまた委員会のほうでも、そのしわ寄せがないような状態だというふうに判断されたということですが、もし今後万一でもこの工期の延期や増額などの場合、責任の所在というのはどのように定められているのでしょうか。

○学校施設課長 ちょっと仮に計画変更というお話ですけども、ちょっとその状況はいろいろあると思いますので、ここで責任の所在とかというのはちょっとお答えするのは難しいかと思うんですが。以上です。

○山下 もしこういう場合はということも、契約のときには定められていくことというのはしていないということでしょうか。

○契約課長 建設工事標準約款の中では、今御指摘がありました工期延長につきましては、受注者の責めによらない場合に変更が認められる、または発注者の指示による場合、工期変更が認められる、約款上ではそのようになっております。以上です。

○山下 承知しました。以上です。

○委員長 ちょっと早めなんですけど、ちょっと5分の換気の休憩をいたします。

午後 3時30分休憩

○

午後 3時35分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂巻 この6号、7号、8号、9号、28号、29号、30号のこの案件について、現在脱炭素社会とかCO<sub>2</sub>削減とか再生エネルギーを生かすとか、そういうのが一つの流れですよ。そういう流れの中でこういう建物、この設計に関して、そういうことが考慮されていないように見えるんですけども、教育長いかがでしたか。

○教育長 今のお話なんですけど、我々のほうで初めの段階でやっぱり一番、脱炭素社会というよりは、できるだけ自然に合ったような校舎を造っていこうという話はしております。

○坂巻 そういう姿勢であったというふうに教育長もおっしゃいましたけども、でもこの案件を、議案を見せてもらう、設計を見せてもらうと、そういうものがあまり感じ取れないんですよ。前回、前の話ですけども、その議案の説明の中でも、要するに法律どおりの、建築法どおりの緑化しかしていませんよね、緑化基準とか、それから太陽光をどういうふうに生かすとかね、そういうものがやはりどっかに現れてこないと、こういう全体、社会全体の流れには乗っていないんじゃないかなというふうに思うわけですけども、いかがでしょうか。

○教育長 今御指摘のあった件なんですけど、確かに十分とは言えない部分があると思います。

○坂巻 ぜひ今後はそういうことも考えて設計の各所に生かして行ってほしいと思います。終わります。

○矢澤 それでは7号、田中小学校校舎建替工事について伺います。これ資料頂いた中で、教室の3面がホワイトボードになっているんですね。今そういう形での学級の中での教育活動が、それで有効になる側面はあるとは思いますが、掲示スペースというのがなくなってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺の検討はどのように行われたのでしょうか。また、もちろんホワイトボードが可動式とか移動式になっちゃって、そのとき、必要なときだけ使うというんだったらいいんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○学校施設課長 お配りしましたパンフレットで申し上げますと、教室の配置の絵があるんですけども、一応前面については、右側、子供たちから見て右側に広い掲示スペースがあります。背面については、真ん中にホワイトボードあるんですけども、左右にある程度の大きさの確保された掲示板を用意しております。側面につきましては、特に掲示スペースというところは設けていないんですけども、先ほど委員おっしゃったように、ホワイトボード自体は磁石でマグネットでつきますので、物を掲示する必要があるときには、そちらに貼り付けることは可能となっております。以上です。

○矢澤 これ現場の先生たちの意見というのが取り入れられたというか、意見聞いてこういうことを進めているのでしょうか。

○学校施設課長 現場の先生方とは常に連携を取って、意見を聞きながら設計を進めております。以上です。

○矢澤 それであればいいんですけど、何かこれが有効になって、また使わないときには、それがきちんと掲示スペースとした活用ができるというようなことになればいいとは思っています。

今坂巻委員からもあったんですけども、これって柏の葉小学校なんか建てたときには、太陽光やるとかいうふうなことがあったんですけども、今回の田中小とか柏の葉小の増築とかいうふうな中では、その辺の検討はなされたのでしょうか、なされなかったのでしょうか。

○学校施設課長 一応田中小については、太陽光20キロワット設置する予定でおります。あと、柏の葉小当時と比べますと、今LED照明ということが入っていますので、照明器具は柏の葉小は蛍光灯だったんですけども、LED照明導入して、その辺が省エネになっているということを考えております。あとは、断熱材も有効に活用して、ガラスなども二重の複層ガラスとして断熱効果高めて冷暖房の効率を上げるような形で考えております。以上です。

○矢澤 発電分野でもそのような、さらに進められるような今後の対応というのをお願いしたいと思えます。

次に、28号の柏の葉小学校の校舎増築ですけども、今回の増築で給食室が結果的に2つになるんですね。柏の葉小学校ができた、小中ができたときに、給食室が小学校のところにしかなかったということで、中学校給食がほかの中学校はちゃんと別メニューで、食器の数とかいろんなもので中学校は別にできていたんですけども、

柏の葉小中だけは量だけの違いというふうなことで、議会の中でも論議になったと思います。この点では、今回の増築の中でどのようにこれが考慮されたのか。2つできた場合、例えば近いほうは、中学校に近いほうは中学校給食やるから、またこの間、前にあった課題は解決される方向でいくのか、その辺の計画についてお示しください。

○**学校保健課長** 委員から今御指摘ありましたように、今回新しく給食室が増設されますので、これまで使っていた、要は中学校に近いほうにつきましては、中学校専用の給食室になります。そうしますと、新しいほうでは小学校の献立、今度は既存のものは中学校用にして中学校用の献立という、別々の献立で今度は提供していくことになります。以上です。

○**矢澤** 1つ課題が解決されたと思います。

今回普通教室は19室がたしか増築され増やすと、増やすようになるんですけども、これ最終的には何クラス、大体何人ぐらいの児童を受け入れられるような建物、学校になるのでしょうか。

○**学校教育課長** 推計については、短期、長期といろいろ行っているところではありますけれども、直近で身近で見えているところだと、令和8年に学級数で、特別支援学級入れますけれども、48程度にはなるかなというふうに推計しております。以上でございます。

○**矢澤** 今回19ですと合計で、いわゆる普通学級というかな、普通の教室は何学級になりますか。

○**学校施設課長** 一応普通教室、特別支援学級含めて53教室の整備の予定であります。これ中学校側に8教室を含めた数字です。以上です。

○**矢澤** 先ほど長期推計の問題がありましたけれども、長期推計の中ですと、この柏の葉小学校の教室とか人数のことで出ているんですけども、大体この最高時には四十五、六から50学級で、人数では1,400から1,500人というふうな推計になっていると思います。もちろんこの開発の進め方によってちょっと変わってくるかもしれないんですけども、これは1学年にしますと7学級から9学級近くになるというふうな形になります。今現在はたしか31学級だと思うんですけども、柏の葉小学校は。これ相当な、今でも大きいとは思うんですけども、それがどんどん膨らんで、それがこういうふうになっていくと。最高時になったとすると、これは推計にしかならないんですけども、教職員は何人ぐらいになると予想していますか。

○**学校施設課長** 現在の柏の葉小は、先ほどおっしゃったように30、特別支援入れて31学級で、教職員、サポート教員全部含めると大体66人ぐらい現在勤務されております。これに、最高時50クラスぐらいになりますと、それにあと20人ぐらいの先生方は増えてきて、あとサポートの先生とか、そういった方増えると100人前後のスタッフになるのかなと考えております。以上です。

○**矢澤** 今回の工事では職員数は増えてはいないんですけども、これ100人近くの教職員になった場合、職員室は大丈夫なのかなとちょっと心配なんですけど、どう

でしょうか。

○**学校施設課長** 職員室に常時、常時というか担任の先生と管理職の先生等含めると、大体60人から70人ぐらいの先生が職員室入るかなというところを見込んでおります。学校サイドといろいろ打合せをしております、その辺もですね。今回増築する校舎のほうに先生方の控室ですとか第2職員室とかいろいろ、計画上はいろいろ計画したんですが、学校の先生方、学校と協議した結果、職員室は今の広さでも何とかやりくりがつくと。会議とか人がたくさん集まるときには、広い多目的室ありますので、そういった部屋を活用して職員会議等できますということで打合せをしております。小学校の先生は、職員室で仕事するよりは自分の教室でいろいろ作業することも多いので、教室のほうを充実させてほしいと、そういったことがありましたので、現在の計画となっております。以上です。

○**矢澤** ただ、今後これが、今31が40から50近くまでなっていくという想定されている中で、学校教育部長に伺いますけども、柏市の場合、適正学級というのは、大体何学級ぐらいとなっておりますか。

○**学校教育部長** 柏市の適正配置の基本方針ですけれども、12クラス以上また24クラス以下、これを適正規模として捉えております。以上です。

○**矢澤** そうすると、もちろん今でも多いんですけども、倍近い、最高の倍近いぐらいの学級になってしまいます。これ50近くの学級、事によったら1,600から1,800ぐらいになるような、超えるような学校がどんなふうになってしまうのかというのは、これまでも大規模校とかマンモス校のいろいろ問題というのは、過去にもいろいろ経験で証明されてきていると思うんですけども、こういうふうな大きな学校ができるというふうなことについて、教育委員会はどう考えているのでしょうか。

○**学校教育部長** 確かに大規模、今柏の葉小学校を挙げておりますが、マンモス校になるによって、学校行事であったりとか一人一人が活躍する場であったりとか機会が少なくなったり、また特別教室の使用であったりとか、その辺については不十分な部分も出てくるかとは思いますが。ただ、やはり反対に考えますと、たくさん的人数がいるということですので、学校行事が活気があふれたりとか、またクラスを解体するときいろいろな子供たちと触れ合う機会があったりとか、そういうことも生まれるということも考えております。また、一つ一つの学級については、適正配置、適正規模の24クラス、12から24クラスであっても、またそれ以上であっても、1クラスの児童生徒の人数は変わりませんので、教室内での学習環境、これについては、特に大きな差はないのではないかなというふうには捉えております。以上です。

○**矢澤** このマンモス校とか大規模校の問題というのは、もうちょっと捉え方をきちんとしないと、今の受け止め方でいうとすごくやっぱり、私は、子供たちにとっては非常に不十分だと考えています。この後、私、この議案に反対するものではないんですけども、開発行為が子供たちの、子供たちは学校にたくさんの困難を現実には押しつけている結果となっている、これはほかの地域の学校でもあります。今

回請願の中でもこの問題というのが出ていますので、そこで意見出させていただきますけれども、このマンモス校になってしまうということについては、やっぱりもうちょっと真剣に、真剣にやっぱり考えていただければ、いかなければいけない課題だというふうに思っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第6号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第7号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第8号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第9号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第28号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第29号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第30号について採決いたします。



本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第4区分の審査を終了します。

次に、第5区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第5区分、議案第19号、財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））を議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○山下 タブレット端末、アイパッドとクロームブックに選定された理由についてお示してください。

○指導課長 端末の選定につきましては、基本的にはウィンドウズ、アイパッド、それからクロームブック、この3つを候補として挙げました。それぞれ機能面、管理面、費用面で検討した結果、アイパッド、それからクロームブックの選定に至った次第でございます。以上でございます。

○山下 この2種類にすることで不具合とか生じることはないのでしょうか。

○指導課長 学年によって、低学年の1、2年生についてはアイパッド、小学校の3年生以上につきましてはクロームブックということで、それぞれ子供たちの発達段階に即した端末が選定できていると思っております。以上でございます。

○山下 先ほどの御答弁の中でアイパッドを1,000台既に持たれている話であったり、私たち議会とかでも選定するときアイパッドを選んだりするわけなんですけれども、その年代問わないところもあるのではないかなというふうには思うのですが、9月の議会のこの教育民生委員会で、タブレットなどやルーターなどの品薄の懸念から、納期の遅れであったり増額ということについての対策をお尋ねしたところ、納期の遅れや増額というのではないだろうという御答弁でしたが、今回の契約に当たって、そういった納期の遅れやこの予算の増額についてはどのように決められているのでしょうか、お示してください。

○指導課統括リーダー 契約で3月31日までの納期で、品物を入れるだけではなくて必要な設定を含めた納期ということでございます。それで、現在準備、議決後、正式な契約に至るわけでございますが、準備行為として調整をしている中では、特にこの端末について遅れが生じるおそれはないというふうにはお伺いをしていただいております。以上です。

○山下 今私たちが購入するときだけでも、ふだんの値段よりも高くなっていたり、入るのが遅くなっていたりするような現状もあつたりします。大変なことだと思っておりますけれども、納期どおり、そして混乱が少ないように御対応よろしくお願ひし

ます。以上です。

○矢澤 先ほど質問したんでいいんですが、1つ確認させていただきたいと思います。タブレットの活用方法なんですけども、私は、これまでタブレットはそれのみの問題じゃなくて、これは学習するツールの一つだというふうに、これまでも答弁もあったと思うんですけども、その辺についての今後タブレットの活用方法の認識、どのように考えているか、お願いします。

○指導課長 活用につきましては、矢澤委員のおっしゃるとおりということで、学習をより効果的に進めるためのツールと、一つのツールというふうに考えております。ですから、これまでの教育をそのものを否定するわけではございませんので、より効果的に活用できる場面ではタブレット、それ以外の部分については、具体的な体験であったりとか対面での対話であったりとか、そういったハイブリッド的な学習がこれから展開されていくものと考えております。以上でございます。

○矢澤 ということは、ハイブリッドという言葉あったんですけども、活用するときには、それも使うし、ほかの資料、今まであったいろんな資料も活用するしと、一緒に合わせて勉強に使っていくというふうなこと、同じ活用する場であっても、そういうものを一緒に活用しながらやっていくということによろしいですか。

○指導課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木 それでは、19号議案、質問させていただきます。ここに取得価格が17億って、17億500万と書いてありますが、予定価格は幾らだったんでしょうか。

○指導課長 22億4,462万8,775円になります。

○鈴木 ありがとうございます。落札率計算しますと76%ぐらいということで、大変いい数字かなというふうに思っております。並びにこうした3万2,000台のタブレットを子供たちに提供できる環境をつくってくださいますて、本当にありがとうございます。すばらしいことだと思っております。なんですが、この17億500万の中に含まれているものは、どこまでかちょっと分からないんですが、グーグルクロームはキーボードつきですよ。アイパッドはキーボードなしでしょうか。

○指導課長 アイパッドにつきましては、キーボードなしになっております。この価格に含まれているものは、端末の5年保証、それから端末の初期設定費、運搬費、それから使用に際するタッチペンですね。それから、アイパッドにつきましては、保護カバー、ここまで込んだ値段になっております。以上でございます。

○鈴木 ありがとうございます。それ聞こうとしていたんですが、タッチペンはアイパッドとグーグルクローム、両方ともついているんでしょうか。

○指導課統括リーダー 両方ついてございます。（「よかったです」と呼ぶ者あり）ちなみに同じ物でございます。

○鈴木 何か漢字書くだとか、ドリルやったときに文字を書くだとかいうところがあるらしいんですが、それがタッチペンがないと大変やりづらいというふうに聞いておりましたので。はい、ありがとうございます。保護ケースついているそうですが、液晶保護シートとかはついていきますでしょうか。

○指導課統括リーダー 特に保護シールはつけてございません。アイパッド用で、普通より堅固にできているというふうにお伺いしております。以上です。

○鈴木 あと自宅に持ち帰ることもいろんな面で想定されると思いますが、このときにACアダプターも一緒に持っていく形になるのでしょうか。

○指導課統括リーダー 今回別の校内LAN工事の中で、保管庫を併せて設置いたします。その保管庫に設置する際には、附属のACアダプターを使わずに充電できることとなります。したがいまして、この附属しているACアダプターを自宅に持ち帰る際には、そのまま活用していただく予定でございます。

○鈴木 ありがとうございます。それベストだと思います。

あとは、ハードウェアじゃなくて、ソフトウェアのほうはどこまで整備されているというか、含まれているのでしょうか。

○指導課長 今回のこの議案については、ソフトについては含んでおりません。

○鈴木 子供たちの勉強の進捗、ドリルとか、あとは宿題みたいなやつのものでどこまでされているとかいう、学習を管理するようなシステムというのは入っているのでしょうか。

○指導課長 別予算ということで、来年度に向けてドリル等の導入は検討しております。また、クラウドサービスを使つての活用には端末はなりますので、そのクラウドサービスの中で学習履歴の蓄積、確認等はできるようなシステムになっております。以上でございます。

○鈴木 クラウドで対応するということですね。

あと、タブレットを管理するようなシステムというのも、クラウド上で含まれていますでしょうか。

○指導課統括リーダー 現在のところ資産管理までは考えてございません。以上です。

○鈴木 壊れているだとか子供たちが使っているだとか、そういったことが何か管理できる総合的なシステムというのが、グーグルクローム上にはあるような話を聞いたんですが、クラウドサービスとして。そういったものは導入する予定はないのでしょうか。

○指導課統括リーダー 現在のところ、導入を含めて検討しているところでございます。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 議案第19号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の質疑を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方、教育長、部長以外の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

あわせて、ここでちょっと早めですが、5分間の休憩を入れさせていただきます。

午後 4時 3分休憩

---

○

午後 4時 6分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願に関する各課で入室していない方は、入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願24号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育の実現についての主旨1から5を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 請願24号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育を実現するための請願についてですが、主旨1の認可保育所を整備し早期に待機児童をなくしてくださいということなのですが、現在待機児童の人数は何人でしょうか。また、来年の保育園の設計計画は何園でしょうか、お答えください。

○保育運営課長 10月1日現在の待機児童ということで107名となっております。以上です。

○次長兼保育整備課長 来年度の整備の計画ですけども、一応こども園が1園、それから保育園が4園、合計5園、定員でいいますと433名を今のところ予定しております。以上です。

○武藤 主旨2の柏市独自の児童相談所を設置してくださいということですが、児童相談所の進捗状況はどうでしょうか。

○こども福祉課長 進捗状況ということでございますが、平成30年度、平成31年第1回定例会で、市長が児童相談所の設置を前提に具体的な検討を進めてまいりますと表明して以降、それぞれ具体的な検討を始めているところでございまして、設置表明の翌年度に外部有識者による懇談会、柏市立児童相談所設置に関する懇談会、こちらを年、計6回開催いたしました。その中で様々な御意見と課題等洗い出させていただきます。令和2年度、今年度におきましては、その課題に基づいてどのような児相をつくれればよいのか、そういった支援体制、相互体制、そういったものを部局をまたがった課題につきまして、庁内で検討している状況でございます。また一方で人材育成という面でございますが、29年度から市の職員を県の児童相談所であったり、千葉市の児童相談所等へ派遣いたしまして、経験のほうを積んでいただいているところでございます。

○武藤 主旨3の災害などの非常事態でも子供を安全に保育できるよう、保育園、

学童保育所の施設条件・職員の配置基準を抜本的に改善してくださいということですが、このコロナの影響で3密を防ぎたくても、今の保育園や学童保育の面積基準では対応できないと思うんですが、どうですか。

○**保育運営課長** 現在国の基準に基づいて、その面積要件定めているところです。民間の保育園につきましては、さらにそれよりも多いという形の広さの基準を設けてやっているというところなんです。あと、ふだんからの保育の中で密を避けるといったような保育を現在行っておりますので、そういった形で今後も引き続き保育をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**武藤** 災害が起きたときなど、子供の人数に対して保育士の配置基準というのは、安全に子供たちを避難させることができるんでしょうか。

○**保育運営課長** 今現在、配置基準につきましては、国の基準にのっとって基本的に配置しているところです。また、災害時ということですがけれども、災害に対応して避難訓練ということで、基本的に毎月計画的に実施しているところでございます。以上です。

○**武藤** 国の基準ということですがけれども、ゼロ歳児では、3人の園児に対して1人の保育士、1歳児では6人、2歳児も6人、3歳児で20人、4歳児以上だと30人というような非常に基準が、これでは災害時などには本当に対応ができるのかという不安な基準ですので、ぜひ改善は必要だと思います。

続いて、主旨4なんですけど、保育・学童保育の職員の賃金を全職種の平均水準まで引き上げてくださいということなんですけど、柏市では保育士の賃金引上げのためにどのような努力をされていますか。

○**保育運営課長** 公立保育園でいいますと正規職員ということだと、やはり近隣の状況であったり、同じ同職種ですね、保育士といった職種で比較をしまして、その賃金が、給与ですね、適当かどうかということ判断するとともに、会計年度任用職員、こどもルームなんかは会計年度任用職員が保育をしているというところもあります。また、保育園につきましても、やはり会計年度任用職員が保育士として働いております。こちらにつきましては、やはり近隣の状況を加味しまして、こここのところ段階的に賃金の引上げをしているところでございます。以上です。

○**武藤** 私立保育園などでは、どのような賃金引上げのための努力されていますか。

○**次長兼保育整備課長** 私立保育園につきましては、市のほうから処遇改善補助金ということで、4万3,000円を上限としたような補助金を支給したりでありますとか、あと処遇改善という点では、保育士さんを確保するという点もございまして、宿舎を借り上げた場合に、その園に対して補助をするというようなことを取り組んでおります。以上です。

○**武藤** この4万3,000円の処遇改善の加算なんですけれども、これからも継続されますか。

○**次長兼保育整備課長** 今のところ廃止の予定はございません。あと、それはちょっと今後の財政状況を見ながら、今後検討していく課題ではあるかなと思っており

ます。以上です。

○武藤 ぜひ継続していただきたいと思います。また、平均賃金の水準と比べますと、保育士さんの給与は約10万ぐらい低いと言われていています。さらなる努力が必要だと思えます。

主旨5の新型コロナ対策と柏保健所の体制・予算を抜本的に拡充し、保育園・幼稚園・学童保育・小中学校の教職員全員にPCR検査を定期的実施してくださいということなんですけれど、これについては今議会でも多くの議員がPCR検査の拡充と保健所の体制強化を求めています。福祉、教育の現場からも声を上げていくべきだと思いますし、教育民生委員の皆さんには積極的に採択いただくようお願いしたいと思います。

また、請願27号なんですけど、介護施設等、介護従事……

○委員長 今24号のみです。

○武藤 ごめんなさい、ごめんなさい。

○鈴木 では、先にやらせていただきます。武藤委員がお聞きしなかったところを幾つか。まず、1番の認可所を整備し早期に待機児童をなくしてくださいの部分で、先ほど10月1日現在聞きました。今年4月の時点の待機児童数は何人だったんでしょうか。

○保育運営課長 待機児童につきましては、ゼロということになっております。以上です。

○鈴木 ゼロ。今年4月に保育所入所を諦めた児童数、家庭数といったらいいかね、それは把握されていますでしょうか。

○保育運営課長 諦めたといいますか実際に入れなかったということで、保留の方が209名いらっしゃるということです。以上です。

○鈴木 待機児童数はゼロだけでも、保留の方は209名いたということでしょうかね。はい、分かりました。

(2)の柏市独自の児童相談所の件は、経過は分かりました。で、いつ供用開始というか、稼働というんですか、運用開始といいますか、いつの予定でしょうか。

○こども福祉課長 先ほど申し上げたとおり、今現在、柏市でつくる児童相談所の機能について検討しているところございまして、まだ具体的にその建設場所であるとか年度につきましては、具体的にはまだ決まっていない状況でございます。以上です。

○鈴木 まだ決まっていない。来年にはできないということですね、じゃね。あと二、三年、3年はかかるということですかね。場所も決まっていないしということだと。決まっていない。困ったですね。

では、3番の災害云々のところですが、請願者がこうした請願を出してくるというのは何でかなというふうに思うんですが、この担当の方どのような、請願者がこう提出してくるのは何でなのかというのを、どうお考えなのかをお聞きしたいんですが。

○**保育運営課長** ちょっとなかなか分からない部分はあるんですが、保育現場におきましては、やはり保育士不足というものが言われている部分もありますので、その辺の不安から出ているというところもあろうかと思います。以上です。

○**鈴木** 保育士不足と。分かったような分かんないような。

では、4番の保育・学童保育の職員の賃金を全職種の平均水準まで引き上げてくださいという請願がありますが、保育職員の賃金は、全職員の平均賃金と比べてどれぐらい低いのかとお考えでしょうか。

○**次長兼保育整備課長** 賃金水準比べるにいろんな、国のほうでもいろんな統計調査をやっておるんですけども、令和元年度の賃金構造基本統計調査によりますと、保育士さんの平均が37万9,000円と。全職種の平均が37万7,000円ということですので、そんな開きはないのかなと、この統計を見る限りは開きはない。ただ、これもやっぱりいろんな統計がありますので、それぞれの統計によるところはあるのかな。ただ、今までは保育士さんは賃金安いと言われていたのは事実ですので、それをこれまでの間改善に向けて努力していると。その結果が、だんだんと保育士さんの賃金も上がってきているのではないかというふうには考えております。以上です。

○**鈴木** ありがとうございます。

②、2点目として、学童保育職員の賃金は、全職種の平均賃金と比べてどれぐらい低いとお考えでしょうか。

○**学童保育課長** 柏市は、平成28年から段階的に賃金のほう引き上げているところなんですけど、近隣自治体の賃金から見ますと、柏市の場合はおおむね平均値でございます。以上です。

○**鈴木** 平均値。ありがとうございます。じゃ、平均値だと認識しているということですかね。

では、5番目、新型コロナ対策と柏保健所の体制・予算を抜本的に拡充し、保育園・幼稚園・学童保育・小学校、中学校の教職員全員にPCR検査を定期的を実施してくださいの件ですが、まず1点目、柏保健所の体制、予算は十分な状況なんですか。

○**次長兼総務企画課長** 予算につきましては、今回補正もお願いしておりますので、必要な分についてはつけていただいていると認識をしております。

体制については、かなり強化していきたいというところはございますけれども、やはり一番必要となるのが保健師ですが、なかなか保健師自体人材が少ないというのが、市役所内もそうですし、日本全体を取ってもそうでして、なかなか保健師については充足がなかなか難しいというところはございます。以上です。

○**鈴木** ありがとうございます。

では、2点目、保育園・幼稚園・学童保育・小中学校の教職員全員にPCR検査の必要性を感じますか。

○**保育運営課長** これまでもいろいろな面で御答弁申し上げ、各機関から御答弁申し上げていると思うんですが、PCR検査自体がやはり現時点での感染の状況を把

握ることしかできないというところもございますので、その辺からすると、今現在ではこの先定期的に検査ができるであったりとか、そういった形にならない限りは、今現在は難しい部分があるのかなというふうに考えております。以上です。

○鈴木 今のはどちらの部署ですか。

○保育運営課長 保育運営課。

○鈴木 保育運営課としてね。小中学校のほうはどうですか。

○学校保健課長 学校につきましても同じように、特に全教職員となりますと2,000人を超える規模になってきます。これを定期的に検査していくということは、その体制を考えると現時点では難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。

ついでにもう一点、保育園・幼稚園・学童保育・小中学校の教職員全員にPCR検査を実施している自治体はありますか。どなたか把握されている方いらっしゃいますか。

○委員長 執行部分かりますか。

○次長兼総務企画課長 全部を確認したわけではございませんが、かなり早い段階で世田谷区のほうの実施をするというふうに表明をしていたことがございました。で、確認をしたところ、10月から徐々に開始をしていると。ただ、どこまでの範囲で定期的に行われているかという詳細は承知しておりませんが、始めているところは確認をしております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。確かに世田谷区は先進的にやっているようで、無症状、一般の人をやるわけですから、無症状の人を対象としてPCR検査やって、大体100人に1人、1%ぐらい発生していると。高齢者施設でも10人ぐらい無症状の人が働いていたという実態も何か分かってきて、予想以上に感染している方が、無症状で感染している方が多いんじゃないかと思うんですね。そういう意味では積極的にやはりPCR検査を、私はやるべきではないかというふうに思っております。私も調べた段階では、世田谷区以外では江戸川区がソフトバンクの検査機関を使って、全職員、2万数千人の職員に対してPCR検査を実施していくということが発表されているそうです。どれぐらいの期間かけてやるかというのは分かりませんが、そんなこともありますので、子供たちの安全、安心のために、ぜひそこに携わる人がやったほうがいいのではないかと、私は思っております。以上です。

○次長兼保育整備課長 委員長、すみません。ちょっと訂正よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○次長兼保育整備課長 先ほど鈴木委員さんのほうから保育士の給与水準にお問合せがありまして、ちょっと単位を間違えておりました。先ほど月給ベースで答えてしまったんですけども、年収ベースになりますので、保育士さんについては378万円程度、全職種平均だと377万4,000円程度に訂正させていただきます。すみませんでした。



○矢澤 私は、全ての委員の皆さんに請願を全て採択していただけるようにというふうをお願いして、意見をちょっと述べたいと思います。

この主旨5の今問題になっている検査の問題のことなんですけども、東京墨田区が今注目されています。無症状でも徹底検査を挑むということで、それでも保健所がパンクしないということで話題になっています。これは先ほど補正予算の論議の中で、検査は、まず発熱した人、それからまた濃厚接触者、それからあとその後に医師の判断でということで、たしかあったと思います。この医師の判断でというのが広い範囲で行っているのが墨田区だと、私は思っています。結局ちょっと喉が痛いというふうな症状であっても、それでも検査を行うというふうな形で墨田区はやっていると報道されています。もっとも、もちろん接触者を追ってクラスターを潰していくという方法も、患者を減らすという点では全然これ誤りじゃないし、これ絶対やらなくちゃいけないことだと思うんですけども、やはりこの墨田区のほうで言っているように、やってみたら濃厚接触者でない無症状者からも陽性者が出てると。どこで感染したか全く思い当たらないという人が出ていたというふうなことなんです。そういうところでこの検査を広げているから、保育園や学校、高齢者施設など、陽性者出たら濃厚接触者以外の症状が出ていない人も検査すると。人間の記憶は不確かで意外なところで接触している可能性があるというふうなことで、これをやっているんですね。ですから、こういうふうなことをして無症状の方を、だから先ほどの話であったけども、いるんですよ。そういう方がいらっしゃるから、それを発見していくということしなかったら、感染拡大というのは止められないというふうなことで、先ほどもありましたように、だから1回で、その結果出たらずっとというの、じゃないことは分かっています。私もやりました。やって結果は陰性だったんですけども、それだから未来永劫陰性ということはないわけで、ですから定期的にとということで、やっぱりお金の問題があるから安くできないようないろんな取組をしているんですよ。そういう形でぜひ感染を抑えていくという方向でやっていくために、ぜひ皆さんには賛同していただきたい。

これ27号も同じことなんで、同じことを27号のところでは言いませんので、ぜひ賛同いただければというふうに思います。

○委員長 それでは、ほかにありませんか。いいですね。

---

○委員長 では、まず請願24号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願24号主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願24号主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願24号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願24号の主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した……すみません、ここでまた5分の休憩を入れさせていただきます。

午後 4時30分休憩

---

○

午後 4時35分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願27号、介護施設等（介護従事者、同入所者及び新規入所者）の定期的なPCR実施についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 介護施設等の定期的なPCR検査については、追加補正で新規入所者の方のPCR検査を行うということになりましたけれども、それだけでは本当に感染を防ぐことができるのでしょうか。介護従事者議論もありましたけれども、やはりそういう職員の方が、利用者の方に感染させてしまうというようなことを非常に不安で毎日介護されていると思います。松戸市では、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方や保育、教育従事者、介護、障害福祉サービスの従事者の方対象に上限2万円のPCR検査の助成を行っています。月に1回助成をしているということですので、定期的に希望者の方は受けられるということになっています。介護施設、障害者施設で働く従事者の方も本当に密接して介護を行うわけですから、そういう不安を取り除くためにも、ぜひPCR検査実施してほしいと思います。以上です。

○鈴木 一言、小中学校の職員だけでなく、高齢者も含めて職員のPCR検査を進

めるべきであると思っております。特に高齢者のほうは、一たん感染しますと基礎疾患を持っている方いらっしゃいますし、高齢者ですので重症になる場合が高いと思いますので、ぜひともこちらは実施していきたい、いつていただきたいなど私は思いますし、賛同しております。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 請願27号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第3区分、今期定例会で受理した請願31号、小中学校における少人数学級に向けた教育改革を求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

なお、本件は意見書の提出を求めるものでありますので、質疑に併せて意見があれば、これを許します。

○矢澤 小中学校の少人数学級の実現ということについては、本当に今回コロナの問題で、本当に皆さんこの話題が本当に大きな課題だということで文部科学省も動き始めていますね。概算要求、金額は出しませんでしたけども、入れるよというふうなことで動いています。そういう中でやっぱり今本当に実現させなくちゃいけないというふうに課題、これまでも声がたくさん上がってきたんですけども、改めてここでその大切さが分かったと思います。

もう一つは、私、先ほどG I G Aスクール構想の問題で意見述べましたけども、これG I G Aスクール構想を進めていくとなったときには、G I G Aスクールは単にパソコンやタブレットを使って授業すればいいというものじゃないということは、さっきも答弁がありました。タブレットは一つのツールで、机の上にはほかの本やあれが乗るんですよ。それ乗せてこうやったときに、もう今の机の大きさじゃとてもとても駄目なようになってっちゃうんですね。おまけにこれだけの40人近くの子供たちがいて、それで授業をやる。で、そこにタブレットもあって、こう資料も乗せるとなったら、今の机の広さもそうですけども、もう人数的にも広さが足りなくなってくるのがもう明らかなんですね。ですから、そういうふうにして新たな機器で教室で勉強していくということを想定した上でも、もうこれは待たなしの課題かなというふうに思います。9月議会では、少人数学級実現に向けて教職員の増員を求める意見書というのがあって、これ請願が全会一致でたしか採択されています。文科省もそうやって動いているんですけども、どうもやっぱり財務省が渋っていると。この12月の末までに来年度の方向性が、この概算要求の問題、予算編成の

問題で12月いっぱいというのがありますので、ぜひやっぱりこの全国の12月の議会で行っているとは思いますが、ぜひ柏からも全会一致で採択して意見書を送るというふうなことで、私は、皆さんと全員一致の賛成で送っていききたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。

○阿比留 清風としてもいろいろ検討させていただきました。内容については、9月議会でも同意しましたように納得しているんですが、前定例会に続いて毎回の定例会で出すというのはいかがなものかなということで、必要性が低いんじゃないかというふうなことを考えています。以上です。（私語する者あり）

○委員長 矢澤委員、じゃその点について言ってください。

○矢澤 一言、前は少人数学級実現に向けての、そのために教職員の増員という形の中身だったんですね。ですから、今回は少人数学級を実現する、してほしいという、そういうふうな中身で、前は中心が教員を確保してほしいという、そういうふうな意見書だった。だから、一体とはなっていると思うんですが、ちょっと中身がちょっと違うと思うんですが、ということです。

○鈴木 執行部に教えていただきたいんですが、現在の学年ごとの学級定員数をお示してください。

○委員長 執行部お答えできますか。

○教職員課長 学級編制、基準でいいと……

○鈴木 そうですね、はい。

○教職員課長 小学校1年生は35人、2年生から中学校3年生までは40人です。で、千葉県の学級編制の弾力的運用ということで、もう少し少人数での編制認められておまして、小学校2、3年生と中学校1年生は35人、小学校4、5、6年生、中学校2年生、3年生は38人での編制が認められています。以上です。

○鈴木 その弾力が認められていて千葉県はどこまでやっているんですか。今の、それが千葉県の数字ですか。

○教職員課長 はい。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 請願31号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第4区分、今期定例会で受理した請願32号、全ての子供たちに行き届いた教育についての主旨1から5を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、全てについて採択していただきたいんですけども、1点だけちょっと、主旨5についての意見述べたいと思います。

先ほど適正クラスの数、さっき言われましたけども、先ほどの部長の答弁ですとあまりにもこの大規模化ということに対する認識が弱いというか、これが本当に教育委員会の認識なのかということでもちょっと心配です。主旨5は、TX沿線の小中学校の大規模化に対策講じて、教育格差を生まないようにしてくださいというふうな趣旨です、内容です。で、TX沿線では、流山のおおたかの森小学校が大きな問題となりました。あそこは柏のその柏の葉とちょっと違って、駅周辺にこのマンション、大きなマンションがたくさん建ったというところがあって、柏との進み方もちょっと違うんですけども、おおたかの森小学校、現在46学級で1,581人です。おおたかの森小学校関係者に伺いました。で、新1年生は、9クラスです。1年生9クラス、で300人。三百、正確に言うと307、300人か、300名ね。これもしコロナじゃなくて普通にこの入学式やったら、もう900人になっちゃうんですよ、大体中に入る人が、そんなような状況。でも、特別教室使えない。柏の場合、今回第2理科室とかいうのを造るような形になったけども、特別教室は使えない。でも、体育館や校庭というのはどうにもならないと思うんです、柏でもね。で、校外学習、普通でもバス8台、9台になっちゃうでしょう。これってコロナのときだったら、もう絶対何にもできなくなっちゃう。で、行事やっても保護者の参加がなかなかできなくなっちゃうとか、地域の方が防災訓練行ったんだけども、どこにいるか、自分の子供分かんないと、千何百人いたら、というふうなことを言っているとか、不登校も大きな課題になっていると聞いています。

あと、これ子供たちの問題とか保護者の問題だけじゃなくて、教職員も100人とか、常時例えば60人、70人いるとか、そこで会議やるっていったって会議にならないですよ、はっきり言って、もう情報の伝達だけ。情報の共有というのは難しい。誰か子供のことがあって、問題があって話そうと思ってもなかなか、1学年、だって8クラス、9クラスあってやったら、一人一人の子供について困った、困っちゃったと先生が相談しようと思ってもなかなかできない。だから、先生方にとっても相談できる状況じゃないし、一人一人の子供になかなか目が行かなくなっちゃう。先生方も今若い先生なんか増えてくる中で、すごくこれ困難がたくさん増えてくると。事によったら心を病んじゃったり辞めちゃうような先生も出てくるんじゃないかと、そういうことが心配いっぱい出てくるんですよ。この大規模な学校について、友達が多くいるから、できるからいいとか、そんなことを言うような、答弁するような中身じゃなくて、もっと真剣にというか深刻にやっぱり考えて、その中でも何とかこうやって支援しているよという、そういうものをきちんと出していく。もう実際に学校今すぐ造れないんだから、だから、でもこういうふうなことをしていくよという具体策を出していくことが必要だと思うんですよ。だから、そのためにも大規模なところをつくらないような計画的なあれをつくりながら、しかなっちゃった場合についての具体的な支援とか格差が生まれえないような、そういう状況というの

をやっぱり具体的につくっていかなくちゃいけないというふうに思いますんで、ぜひこれは、全てのことがそうなんですけども、採択していただければと思います。以上です。

○山下 主旨3の父母の負担を減らしてくださいとあるんですが、柏市でどのような取組をこれまでされてきたのでしょうか。

○学校教育課長 ちょっと請願の背景というのが、私どもちょっと探り切れないものではあるんですけども、教育予算だけで見ますと平成30年度は予算額で約12億8,000万、令和元年度は17億6,000万、令和2年度は20億5,000万と、ここ3年ぐらいでも1.五、六倍の教育予算を確保しているというふうには認識しております。以上でございます。

○山下 お聞きしたかったのは、この予算のほうではなくて、父母にかかる負担をどのように捉えて、それを減らすような努力ってされてこられたのでしょうかという点について。

○学校教育課長 父母負担といいましてもいろいろあるかと思うんですけども、すみません、教育費全体で言ってしまったんですけど、一つ経済的な困難を抱えている御家庭に関しましては、生活保護費の教育扶助であったり、また教育委員会のほうでは就学援助という制度をもって援助を行っているところでございます。また、あと特別支援教育を受けるお子様を持つ御家庭に対しては、特別支援教育就学奨励費ということで支給をさせていただいているということ、代表的なものとしてはそういったものがございます。以上でございます。

○山下 御答弁ありがとうございます。柏市からお金を出すということだけではなくても、父母の負担について減らすことってあるのではないかなと思うことがあります。例えばランドセルのことであったり、制服のことであったり、修学旅行のことであったり、そういった見直しも含めて意見はしたいと思います。以上です。

○鈴木 幾つか、1番の主旨1の放射線被害に関わる健康診断をさらに拡大してくださいという請願出ております、主旨がありますが、今現状はどういった対応を柏市はしていますでしょうか。

○学校保健課長 現在は特段放射線というよりも、学校保健法で決められた検査をやっております。特に放射線に関連する検査というものは実施しておりません。以上です。

○鈴木 たしか甲状腺の検査を市立病院で引き受けてくださっていると思いますが、その拡大ということではないかと思っているんですけど、違うんでしょうかね。

○次長兼総務企画課長 甲状腺の超音波検査につきましては、保健所のほうで助成をしております、市立柏病院で検査が行われていたかと思います。検査の実績につきましては、徐々に受検者が減っているような状況はございます。現状ではそのような形です。以上です。

○鈴木 多分この拡大といっているのは、市立病院だけでなく、ほかの病院でも受けられるほうが、子供を連れて行くのにたやすいというところではないかなと思

っておりますので、ぜひちょっとこれには賛同していただきたいなと思っております。

それから、(2)の事故対策教員を柏市独自で確保してくださいという主旨があるんですが、これはどういった意味合いなんでしょうか。お分かりになる方いらっしゃいますでしょうか。

○教職員課長 ここ数年、学校の先生方やっぱり心を病んでお休みであるとか、いわゆる不慮の状況でお休みを取ることが多いです。その場合に小学校であれば担任が急にいなくなりますので、その代わりに務めることができる者を確保してということを行っていると思います。以上です。

○鈴木 今はそういう人が確保できていないんでしょうか。

○教職員課長 本来代替教員、いわゆる臨時的任用講師というものの配置は県のほうが行うものでありまして、県が臨任講師を配置するんですが、その講師が非常に不足しております。よく話題に上がる、いわゆる教員の未配置という問題につながっている部分であります。それを解消していくために柏市でも人材を確保しておこうということでもあります。なかなか、もともとの人材が非常に不足しておりますので、思うように進んでいないのが現状であります。以上です。

○鈴木 今現在として、その未配置、事故対策というんですか、不慮の事故等によって担任ができないとかいう不足の人の先生の数というのは柏市内に何人ぐらいいるんでしょうか。

○教職員課長 日々動く数なんですが、本日現在ですと小学校で13人、中学校で3人ということになっております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。ぜひ柏市でも対策をぜひ取っていただきたいなと思います。以上です。

○阿比留 本件は、元年第4回でも同じような主旨の請願が上がっておりまして、清風としても主旨2から主旨5までは賛成したいと思っておりますが、ただし主旨4につきましては、前回は特別教室のクーラー設置だけだったんですが、今回新たに体育館にもエアコンつけてくれということなので、清風としては特別教室を優先する条件で賛成をしたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 まず、請願32号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願32号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願32号の主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願32号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願32号の主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上、請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様、教育長、部長を含む全員は退席されて結構です。大変に御苦勞さまでした。長時間にわたりありがとうございました。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---



○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 4時59分閉会